

平成19年度第2回「農業及び農山村振興に係る第三者委員会」の審議の概要

- 1 日 時 平成20年3月18日(火) 13:00～16:00
- 2 場 所 和歌山県民文化会館 4階 中会議室
- 3 内 容

(1) 報告事項

新たな和歌山県長期総合計画について

(2) 審議事項

① 強い農業づくり交付金事業に係る事業の成果及び目標の達成状況について

ア「経営構造対策に係る目標達成状況の説明」(経営支援課)

国の指導もあり平成19年度から、事業実施主体の経営収支も評価項目に追加して、事業評価することになった旨を事務局担当から報告。

目標達成状況では、H15年度に実施したアグリ・チャレンジャー支援事業において、目標の臨時雇用者数が未達であったものの、より実現が難しい常雇用で当初目標を上回る雇用を達成しており、雇用目標の実人数換算では全体目標を達成しているとの県の判断をご説明し、委員からご了承を頂いた。

イ「強い農業づくり交付金関連事業に係る目標達成状況の説明」

(事業担当課：新ふるさと推進課、果樹園芸課、畜産課の順に説明)

別添資料に基づき、目標の達成状況並びに施設の利用状況を含めた事業評価について、順次説明。

《事業評価及び目標達成状況の報告に関する質疑応答》

○ 谷 委員

経営構造対策に係る目標達成状況についてご説明を頂いたが、全地区100%の達成となっており、これらの目標を達成するまでのご努力は大変だったとは思いますが、目標達成プログラムの各年度の目標数値は最初に決めているのか。

☆ 経営支援課

目標達成プログラムは当初から年度毎の目標数値を決めておいて、毎年、各年の目標に対して達成度合いはどうなっているかを把握しています。

当第三者委員会へは最終目標年度を迎えた事業について、目標達成状況をご報告していますが、県では各年度毎の途中経過も毎年報告して頂き、この中で達成度合いが低い又は遅れている事業実施主体に対して、なぜ達成が遅れているのか、今後、この遅れを取り戻すためどう対処するのか等について事情を聞くなりして、最終年度での目標が確実に実現できるよう助言や指導を行っています。

○ 谷 委員

目標達成状況を見させて頂くと、目標数値を大きく上回る実績を残して頂いている所もあり、我々から見れば余りにも見事な達成状況ばかりであり、目標数値をより高く設定しても良かったのではないかと思うものもあるので、少し幅を持たせた目標設

定のようなことはできないか。その辺について県からの指導も必要ではないか。

☆ 経営支援課

経営構造対策では、必須要件である認定農業者の育成目標などでは過去5年間の増加率を上回る認定農業者を育成することとされており、国庫交付金の採択を受ける際には、かなり高いレベルの目標設定を要求されている。

更に、事業評価様式に示された必須要件については、未達成となり改善が見られない場合、最悪交付金を返還する必要があります。

目標が未達の場合、県から事業主体に対して未達成の原因究明、これに対する対処等を改善計画として作成するよう指示し、この改善計画等を第三者委員会にお諮りして、目標年を一年間延長するなどして6年目、7年目には何としても目標達成を図る必要がある、改善が見られず目標達成に至らない場合は交付金の返還も視野に入れた対応が必要となります。

目標達成事業の関係資料では、100%達成の地区ばかりが並びますので、現行の目標数値が低いように思われるかもしれませんが、各地区とも相当な努力をしていることをご理解頂きたい。

○ 内藤委員長

この第三者委員会による評価制度は何年から始まっているのか。

☆ 経営支援課

経営構造対策では平成12年度から始まっています。

○ 内藤委員長

目標に未達で、これまでに補助金を返還したことはあるか。

☆ 経営支援課

和歌山県ではございません。

補足になりますが、先程から事業評価の項目で、評価項目が増えたと申し上げましたが、昨年来、会計検査院等の指摘を受け、認定農業者の育成や農地の利用集積等は達成しているが、経営収支が赤字であるとの指摘を受け、本年度から当該施設の経営収支も評価項目に追加して事業評価を行うこととなっております。

○ 内藤委員長

経営収支まで国が調べに来るのか。

☆ 経営支援課

農水省自体は調査しませんが、会計検査等で全国で数多く指摘されたものです。

このため、経営収支が3年連続で赤字の施設については、県が事業主体に対して経営改善計画を策定するよう指導するようになってございます。

交付金を活用して整備した施設の運営管理や経営指導等も行うことになっていきます。

○ 内藤委員長
資料P9の新ふるさと推進課の事業について、昨年10月に現地調査した農業大学校での取組のことか。

☆ 新ふるさと推進課
そうです。

○ 内藤委員長
就農者が9名と記載されているのは、去年の数字か。

☆ 新ふるさと推進課
平成19年度の数値です。

○ 内藤委員長
こうした取組は以前からあったのか。

☆ 新ふるさと推進課
平成18年度から実施していますが、国庫交付金を活用したのは19年度からです。
H18年度は初年度ということもあり、就農者は3名に留まっています。
今年は9名全員が就農することとなっています。

○ 内藤委員長
去年就農された方は現在どうなっているのか。

☆ 新ふるさと推進課
H18年度は7名の受講者のうち3名が就農しています。
今年は9名全員が就農することとなっています。

○ 内藤委員長
3名が就農されたのは理解できるが、経営状況はどうなっているのか。

☆ 新ふるさと推進課
経営をスタートして日も浅いため、経営状況までは把握できていない。

○ 南出委員
その就農者は独立してスタートしているのか、それとも大規模農家に雇ってもらっているのか。

☆ 新ふるさと推進課
ほとんどの方は独立経営であるが、1～2名は農業法人に雇用されて就農するよう
な方もいらっしゃいます。

②平成20年度事業計画について

《事務局から第三者委員会で審議して頂く交付金が追加された旨の説明》
本年度から「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」についても、当第三者委員会では事業評価等をお願いすることになった旨を報告。

続いて、平成20年度で実施予定の施設整備事業等について、事業主体、実施場所、必要性、規模、期待している事業効果等について順次説明
(食品流通課、果樹園芸課、畜産課、経営支援課の順に資料4に基づき説明)

《次年度実施予定事業に関する質疑応答》

○ 大泉委員

資料4の表紙に各事業毎の負担区分が記載されているが、県が負担する部分が非常に少なく、県はどのように関与しているのか。

☆ 経営支援課

経営構造対策では、従来土地基盤に関する農道や水路について8%の上乗せをしてございました。また、担い手の育成に特化した低コスト耐候性ハウスにつきましては、4%の上乗せを実施してございますが、農協等が実施する施設整備については県からの上乗せ補助等は財政上の理由もございまして実施しておりません。

この上乗せ措置は、経営構造対策だけで実施されており、他の農業関連課室ではこうした上乗せ措置はないと思われれます。

○ 内藤委員長

国庫交付金の補助率は50%が多いのか。また、それ以下の補助率もあるのか。

☆ 経営支援課

50%以下のものもあり、1/3の補助もございます。

○ 内藤委員長

そういう低い補助率のものに県費を上乗せすることは考えていないのか。

☆ 経営支援課

市場関係の施設整備の補助率などは1/3となっており、これらは商業性等が高いため補助率も低くなっております。

県では、一般企業とも変わらない農協や市場等への補助は不要ではないかとの認識であります。

○ 内藤委員長

財政力の乏しい農家等の団体には援助するが、そうでないものには援助はしないと言うことか。

☆ 経営支援課

財政力が乏しいだけでなく、施設整備等を行う基盤があるかどうか。そういう能力が備わっているかで判断しています。

○ 大泉委員

経営構造対策等の交付金での大きな変貌について、一般地区の対策をなくすということは、まだ零細地域の一部には未整備な部分が残っているが、一般的には経営対策で行うべき施設整備はほぼ終了したと考えているのか。

経営構造対策に変わって、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で施設整備を実施すると言うが、農村地域の活性化を図るために趣旨、目的が大きく変更されており農水省では農業経営対策としての基盤整備は終了し、観光や交流を促進し、農業よりはむしろ農村の活性化を図る方向に交付金がシフトして来たと考えて良いか。

☆ 経営支援課

三位一体の改革から補助金から交付金に移行し、県の裁量が増加していると国は言われますが、県の裁量はごく僅かであり、交付金の自由度は低いままであります。

今回の活性化交付金では、農・水・林の縦割りであった交付金を都市農村交流対策の交付金として大きくりにまとめ、都市農村交流や農村地域の活性化を総合的に図っていくための交付金であると考えています。

○ 内藤委員長

低コスト耐候性ハウスについて、来年度には経営構造対策事業の一般地区がなくなることと、本年度実施となったようだが、今後、このような低コスト耐候性ハウスの施設整備事業はないのか。

☆ 経営支援課

強い農業づくり交付金は引き続き残ってございます、経営構造対策の一般地区のみが廃止されるので、生産対策としての低コスト耐候性ハウスは実施可能です。

○ 内藤委員長

15億の事業費で野菜の集出荷施設を整備されるようですが、1/2の補助金があるものの自己負担額も相当な額が必要であり、整備内容等も精査されると思います。収支に関する採算面、施設に対する過剰投資等に関する指導はどうなっているか。

☆ 果樹園芸課

御坊地域は、元々野菜の一大産地であり、15箇所もの集出荷施設等がございます。市場での量販店対応のためには現在の小規模な集出荷施設が点在する非効率な集出荷体制では、出荷ロットが小さく、経費もかさむ等で大産地のメリットを生かせないと要望があり、川下の消費と生産者である川上の両方の要望を解消するため、今回、集出荷施設の統廃合を実施するものです。

また、小規模単位の集出荷施設では対応できない農産物のトレーサビリティについても今回の施設整備で対応が可能となります。更に、花きの場合は品質低下を招かない

いよう低温流通による品質管理の新技术の導入で、付加価値を高めることで選果場運営や農家所得の向上に繋げて参りたいと考えてございます。

○ 内藤委員長

国からの交付金の確保についてはどうなっていますか。

☆ 果樹園芸課

強い農業づくり交付金については、昨年にくらべ40億円減の総額300億円の予算額となっております、交付金の確保も厳しい状況となっております。

事業採択ではポイント制がとられており、全国からの要望を集めて、33点満点中で獲得点数の高いものから順に採択されると聞いており、現在、御坊市のポイントは31ポイントで事業の採択決定を待っているところでございます。

○ 清水委員

平成20年度における国庫交付金を活用した事業計画は良くわかりましたが、県が策定した「長期総合計画」にある振興項目毎に事業費を積み上げで整理したら、どうなるのか。

☆ 農林水産総務課

強い農業づくり交付金では、経営力の強化、産地競争力の強化、食品流通の合理化と農山漁村の活性化と大きく4つの項目に分かれており、経営力の強化については長期総合計画のP13の「農業を担う人・組織づくり」と「優良な農地づくりと有効活用」に当たり、産地競争力の強化についてはP12の「安全・安心で高品質な農産物の安定供給」に該当します。商品流通の合理化につきましてはP11「農産物の販売促進の強化」、最後に農山漁村の活性化については、P15の個性豊かで活力ある地域づくりの中の「ふるさと和歌山づくり」に該当すると考えています。

○ 清水委員

県の長期計画の項目でカテゴリーズして、この目標を実現するために必要な予算額は確保できているのか。

また、交付金の見直し等で国庫交付金が廃止されたり減額された場合には、県の費用を充当するとか、すぐに答えはでないかもしれないが、そういう分類はできないか。

☆ 経営支援課

予算は単年であり、そこまで整理できていない。

○ 清水委員

長期計画を作成したのだから、単年ではなくて全体の流れを見て、単年毎の若干のぶれはあるが予算規模を決めていくのが普通と思うが、とりあえず、めのこの話はないのかな。

☆ 農林水産総務課

長期総合計画では、予算額まで言及したとりまとめは出来ていない。

○ 清水委員

交付金が絞られてくれば、長期計画で作成した目標が実現できなくなるのではないか。交付金タワーで、交付金があったから出来ました。無かったから出来ませんでした。では長期計画の意味がない。

例えば、国庫交付金が無くなったら何かで捻出するような発想がなければならぬ。交付金が無くなった時の長計の実現性について、県当局の考え方をお伺いしたい。

☆ 農業生産局長

長期総合計画では、10年後を見越して県の農業振興施策をどのような方向に進めていくかを示しています。また、そのための施策として新政策を立ち上げて長期計画と連動させていくという手法をとっています。

現在、21年度における新政策について議論を始めようとしているところであり、この議論の中で生まれた新政策は当然、長計ともリンクさせていく必要があると考えています。

その財源が国庫交付金か、県の一般財源であるかは、その時の結果であり、新政策を議論する中で県として実施すべき事業が決定すれば、必要な財源充当していくものと考えております。

今まさに長期総合計画が出来上がり、平成21年度において何をすべきかを新政策の中で議論していく必要があると考えています。

○ 清水委員

これまで国庫交付金の使い方については、制限が多かったり、地域実情に即していない、使いづらいつらの意見も聴いており、結果として県が目指している取組と国庫交付金がびったりとあえば良いが、和歌山ではなかなか実情にあった事業が少ない。

そこで、国の交付金等をあてにせず、県として出来ることから議論して始めれば良いと考えている。長計を作った以上、少々無理をしても自主的に財源を作ってやってみようかというのか。

☆ 農業生産局長

長期総合計画を実現するため、何をすべきかと言うことを新政策の中でまず議論し、実施すべき取組が決まった段階で、その財源をどのように調達するかが決まると考えている。その時に、使える国庫交付金があれば活用するし、無ければ県の費用を使つて実施するところになる。

委員ご提言のように、県の一般財源によりフリーハンドで国からの制限無くできる方が使い勝手も一番良いとは思う。しかし、いろいろな制限はあるが国庫交付金を使った方がより有利に実施できるものもあり、どちらを活用するかについては事業主体等の申請者に選択肢があると考えている。

県としては長期計画の実現に向け、年次別に何を実施していくのか、今後、新政策を決定し、決定したものはきちんと必要な財源を付けていくものと考えている。

○ 清水委員

農協等だけではなく、自主的にIT等を活用して販路拡大に努めている農家とかに、日の当たる政策が必要ではないか。農協を中心とした支援ではなく、農家個々を支援できる施策が必要ではないか。その辺の視点はどうか。

☆ 経営支援課長

補助事業等の実施では農協や任意団体が事業主体であることが原則であり、委員ご提言の個人として農家個々で頑張っている方々に対しては、制度融資等での支援を準備しております。

この融資でも認定農業者等の場合には、平成21年度までは一定の条件をクリアして頂ければ無利子での貸付が可能となる制度もございます。

○ 清水委員

そのような制度があるのか。農家は知らないのではないか。
制度融資も農協を通す必要があるのでは？

☆ 経営支援課長

制度融資では、地元の農協等をご利用頂く必要がある。
県では制度融資の活用について、積極的にPRを実施しているが、今後とも活用を進めるため啓発に努めて参ります。

③和歌山県農業への施策効果及び総合評価について

《事務局から国庫交付金を活用した施策による和歌山県農業への施策効果等の説明》
各事業毎の目標の達成状況だけでは、各地域毎の達成状況は把握できても、そのような事業を実施した結果、和歌山県の農業全体にどのような効果があったのかについて、総合的な評価資料を作成し、事業評価として第三者委員会に報告。

○ 大泉委員

私が提言した内容にお答え頂きありがとうございます。

今、説明をお聞きしたばかりなので、なかなかすぐにコメントは出来かねますが。ただ、認定農業者等の担い手育成については、本来、県が掲げている目標数値に比べれば、相当低い数値ではあるけれども毎年改善されており、それが交付金事業と結びついて事業効果として実施されていることが良く分かりました。

P27の家族経営協定について、こういう取組も農家経営の近代化に相当な効果を上げているのだなという意味で交付金事業との繋がりが理解できました。

しかし、農業を取り巻く経済情勢は厳しい状況が続いており、こうした取組が競争力の強化や経営感覚の優れた農業者の育成等にどれだけ役に立っているかは、良くわかっている。従って、今後は経営力や競争力の強化の面でどのような効果があったのかについても検証して頂きたいと考えています。

和歌山の中心作物なので、みかんや梅というデータは理解できますが、和歌山県には他にも多くの農作物があり、特に畜産ですね。こうしたデータもお示し頂ければと思います。

○ 大泉委員

県の長期総合計画において、特に県産農産物の輸出振興について興味があり、東アジアでの経済発展が著しく、この辺が輸出先としてのターゲットかなと思います。そこで、お聞きしますが農産物輸出に係るアドバイザー制度の効果的なものについて、どのように考えられているのか。

また、次の2点についてお聞きします。

1点目は、県内の農産物販売で海外に進出する場合、どのようにしてブランドを構築していくのか。国内では「有田みかん」等のブランドは持っているが、海外では通用しない。和歌山ブランドの構築をどうするのか。

2点目が、外国へ進出する場合、通年を通じて商品の陳列を継続し、販売コーナーに県産ブランドの空白期を作らない工夫が必要と思うが、その点はどうか。

和歌山県には多種多様な農産物はあるが、それでも年間通じて販売コーナーを継続して維持することは非常に難しいと考えられるが、どうか。

他府県等との連携も必要ではないかと思うが。

☆ 食品流通課課長補佐

農産物輸出のアドバイザーについては、食品流通課の方で2名を確保しており日商岩井のOBの方にお願ひしています。輸出については、検疫のハードルや為替レートの関係があります。実際の輸出では市場流通の中で仲卸が輸出ルートを作り上げています。

和歌山ブランドについて、今年はフェアを中心に実施しましたので、来年度から和歌山ブランドのロゴのようなものを作って行きたいと考えてございます。

また、フェアの連携については1県のみ実施ではどうしても短期となることから、農林水産省が業者に委託して設置している海外百貨店常設店舗を活用して、本県農産物を組み込んで販売フェア等を実施しています。

農産物の生産時期の問題、加工品の品揃え、内容、輸出の出荷ロット、採算性の問題等を十分検討して、有効なものから実現させていきたいと考えている。

○ 清水委員

我々、第三者委員会として事業評価をさせて頂いているが、最終的には国庫交付金等ではなく、国庫交付金による取組よりも、財源を地方に移管し、県や地方が自ら考える必要な施策が実施できる施策設計が必要であるとあえて申し上げます。

そうなった時には、政策責任は県が負うこととなるので、今後、知恵を出し合って最小限の経費で最大限の効果が発揮できるような体制を構築していく必要がある。

☆ 経営支援課長

清水委員のご提言のとおり、国には安全保障的な役割をお願いし、地域振興策については是非、都道府県の地方が担う施策体系となればと考えております。

○ 内藤議長

当委員会に付託された審議事項について異議ないものとさせて頂いてよろしいか。異議がないようですので、付託された事項は全て承認されました。

平成19年度第2回

「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」

日時 平成20年3月18日(火) 13時30分～
場所 和歌山県民文化会館 4階 中会議室

会 次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶 農業生産局長
- 3 報告事項
新たな和歌山県長期総合計画について
- 4 審議事項
 - (1) 事業の成果及び目標の達成状況について
『経営構造対策事業等』
(経営支援課)
『強い農業づくり交付金』
(新ふるさと推進課、果樹園芸課、畜産課)
 - (2) 平成20年度事業計画について
『強い農業づくり交付金』(食品流通課、果樹園芸課、畜産課)
『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』(経営支援課)
 - (3) 和歌山県農業への施策効果及び総合評価について
 - (4) その他

第2回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」出席者名簿

日時：平成20年3月18日 13時30分～
場所：和歌山県民文化会館 4F中会議室

	所属	役職	氏名	備考
1	委員	元県農林水産部次長	内藤 宗次	
2	委員	和歌山大学経済学部教授	大泉 英次	
3	委員	時事通信社和歌山支局長	清水 寿彦	
4	委員	県くらしの研究会会長	南出 初代	
5	委員	和歌山社会経済研究所 主任研究員	谷 奈々	

	所属	役職	氏名	備考
6	農林水産部 農業生産局	局長	天石 康治	
7	農林水産部総務課	企画班 主査	岩倉 幸信	
8	食品流通課	総括課長補佐	山下 裕	
9	食品流通課	流通対策班 主任	前田 和也	
10	新ふるさと推進課	副課長	鎌塚 拓夫	
11	新ふるさと推進課	担い手育成班長	本田 孝志	
12	果樹園芸課	課長補佐	内田 利久	
13	畜産課	振興班長	榎 功	
14	経営支援課	課長	岡山 等	
15	〃	構造改善班長	那須 隆文	事務局
16	〃	構造改善班 主任	立石 修	事務局
17	〃	〃 主査	辻村 隆	事務局
18	〃	〃 副主査	内西 浩一	事務局

平成19年度第2回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」
座 席 表

○	○	○	○	○
清水委員	大泉委員	内藤委員	南出委員	谷委員

岩倉主査	内田補佐	天石局長	岡山課長	榎 班長	司会 那須班長
○	○	○	○	○	○

前田主任・山下補佐	本田班長	鎌塚副長	辻村主査	内西副主査	立石主任
○	○	○	○	○	○

資料 1

農業及び農山村の振興に係る

第三者委員会について

(設置根拠及び目的)

強い農業づくり交付金実施要綱 (抄)

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなつたことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となつている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- (1) 産地競争力の強化
- (2) 経営力の強化
- (3) 食品流通の合理化

(略)

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

第1～第7 [省略]

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

(1) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

(2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。

(3) (2)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

(4) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 改善計画

(1) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

(2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。

(3)～(4) [省略]

第2 交付金の適正な執行の確保

1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総合的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

農業及び農山村の振興に係る第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業及び農山村の振興のために実施される国庫補助事業の透明性を確保するとともに効率的かつ適正な執行を確保するため、農林水産部内に農業及び農山村振興に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 第三者委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、県その他の関係団体に属する者以外の者から知事が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員の任期は、1年間とする。

5 委員は再任されることができる。

(委員長)

第3条 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、第三者委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 知事は、当該事業に係る次条に掲げる事項について、第三者委員会に諮り、その意見を聴くものとする。

(諮問事項)

第5条 知事が第三者委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。

(1) 翌年度の事業実施計画に関する事項

(2) 当該年度の事業の執行状況

(3) 事業地区別の各年度における成果についての評価

(4) 事業の実施に関する意見、苦情等

(5) その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農業生産局経営支援課において処理する。

(費用弁償)

第7条 委員に支給する費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）別表第1の規定によるその他の職員に支給する旅費相当額とする。

(報酬)

第8条 報酬の額は、日額6,000円とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

平成29年度を目標とする 和歌山県長期総合計画について

(農林水産業の振興)

農林水産総務課

和歌山県長期総合計画 (案)

(抜粋)

平成20年2月

和歌山県

目 次

序	計画策定の姿勢	3
第 1 章	計画策定の趣旨	4
第 2 節	計画の性格	4
第 3 節	計画の期間	4
第 4 節	県政運営の基本姿勢	4
第 1 章	和歌山県がめざす将来像	6
第 1 節	認識すべき時代の潮流	7
第 2 節	和歌山県の特徴	14
第 3 節	和歌山県がめざす将来像	16
第 2 章	将来像に向けた取組	20
第 1 節	未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山	22
第 2 節	生涯現役で誰もが活躍できる和歌山	37
第 3 節	国際競争力のあるたくましい産業を育む和歌山	54
第 4 節	癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山	71
第 5 節	県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山	88
第 6 節	にぎわいと交流を支える公共インフラを整備する和歌山	99
第 3 章	計画の推進	112
第 1 節	計画推進により達成する将来	113
第 2 節	計画の実効性の確保	115
第 3 節	計画の推進に向けて	115

序章 計画策定の姿勢より

第1節 計画策定の趣旨

「わかやま 21 世紀計画」は、1998（平成 10）年 2 月に「ゆとりと充実 輝く和歌山新時代」を基本目標として策定したもので、策定後 10 年が経過しました。その間、本格的な人口減少社会の到来、東アジア地域の急速な経済発展、情報通信技術の著しい発達など予想を超える時代潮流の変化が生じており、また、地方分権改革の進展や市町村合併等により地域社会も大きく変化してきました。このような本県を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、本県の将来を展望した「めざす将来像」を県民にわかりやすく示すとともに、和歌山の元気の創造に向けて取り組んでいく施策の基本的方向を明らかにするため、新たな和歌山県長期総合計画を策定することとしました。

第2節 計画の性格

本計画は、めざす将来像を目標として、その実現に向けて取り組む施策の基本的方向を明らかにするもので、県政を進めるうえでの指針となるものです。また、県民と共有できる将来像（目標）を示すことで、県民の主體的な活動に対する指針として活用されることを期待するものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度までの 10 年間とします。

第4節 県政運営の基本姿勢

1. 県民のための県政

計画の策定にあたり最も基本となるのは、言うまでもなく、県政は県民のために行われるものであるということです。

知事をはじめ職員は、県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることを常に意識し、真に県民のためになる県政の実現に向けて日々取り組んでいきます。そのためには、県民とのコミュニケーションを深めていくことが不可欠であり、県政に関してわかりやすい情報提供を行うと同時に、意見を十分に聴き、県民の価値観や地域ニーズの多様化に適切に応えていきます。また、県民一人ひとりの幸せの基礎として、常に人権の視点に立って県政を展開します。

さらに、県民を代表する県議会と深く連携・協力し、「車の両輪」として共に県政を推進します。

2. 清潔で透明な信頼できる県政

いかに県民のための県政を行おうとも、県民からの信頼が得られなければ、それは空虚なものにならざるを得ません。

とりわけ 2006 (平成 18) 年に県政を揺るがす事態を経験した本県においては、再び県民の信頼を損なうことがあってはなりません。

このため、知事をはじめ職員は、過去の経験を教訓として、職務の執行の公正さに対し微塵も疑惑や不信を招くことのないよう、ルールを遵守することはもちろん、常に高い倫理観に裏付けられた真摯な姿勢で積極的に県民との対話を進め、清潔な県政の遂行にあたります。

また、積極的に情報公開を行い、県政の透明性を高め、これらの取組を通じて、県民とともに歩む信頼できる県政を実現します。

3. 持続可能な財政構造の下での県政

めざす将来像の実現に向けて県政を進めるうえで、強固な財政基盤が必要となります。この長期総合計画で語られる将来像も財政的裏付けがないと「画に描かれた餅」になってしまいます。しかしながら、その財政の将来を見通すと、現状のままでは極めて厳しい状況に至ることが予想されます。

このため、基金の大幅な取崩しに依存することになく財政収支を均衡させることを目標に、職員定数を含む業務体制の不断の見直しや、実施する施策の選択と集中などにより歳出の抑制を図るとともに、県税の徴収対策の強化等の歳入の積極的確保に取り組み、持続可能な財政構造への転換を図ります。

また、現行の地方税財政制度から生じる構造的な課題等については、国に対して自主財源の拡充など制度的な改正を働きかけていきます。

第1章 和歌山県がめざす将来像から抜粋

第3節 和歌山県がめざす将来像

我が国は、世界に例を見ないスピードで少子高齢化が進む中、グローバル化の進展や地球規模での環境問題等への対応が求められるなど、大きな変革期を迎えています。また、本県は、“神々の棲む国”ともいわれた熊野・高野山をはじめ、連続と守り続けてきた自然や文化など数多くの優れた特色を持っています。このような大きな変革期を迎える中で、本県が持つ優れた特色（強み）を積極的に活かして県勢を発展させていく姿を、

『未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山』

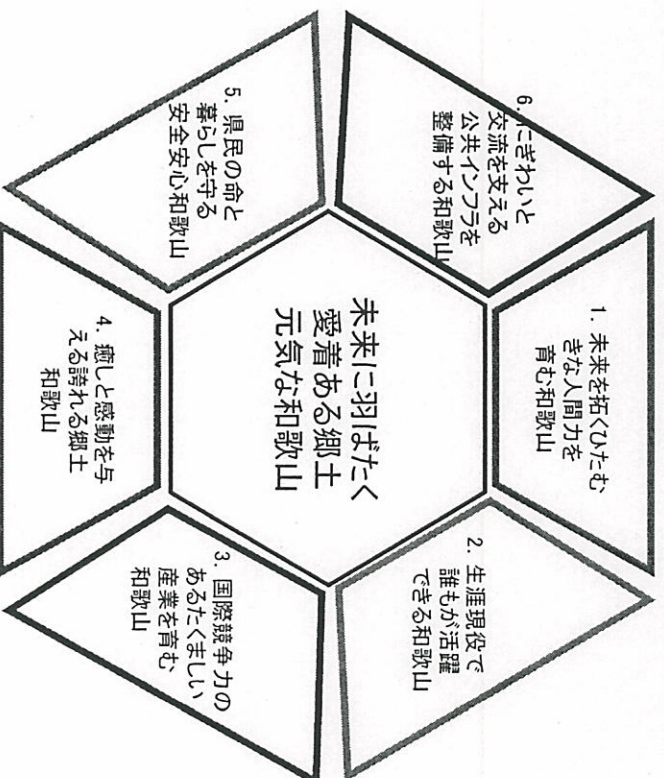
と表現し、本計画がめざす将来像としました。

和歌山県がめざす将来像

『未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山』では、

- 和歌山県民は、郷土和歌山に深い愛着を持ち、元気にいきいきと暮らしています。
- 温暖な気候や豊かな自然、さらには癒しのか・安らぎの空間に住む人に満足感を与え、安全で安心できる和歌山で暮らしています。
- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする和歌山の優れた魅力が世界に向けて発信され、国内外から多くの人々が和歌山に訪れ、その素晴らしさを体感しています。
- 県民や県内産業は、古くから受け継がれてきた進取の気性を發揮して、これまでに以上に多くの人々を和歌山に引きつけるとともに、世界を視野に入れて活躍しています。

『未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山』は、和歌山県の将来像の全体像を表現したものであり、次の6つの分野の将来像により構成されます。



将来像1 未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山

和歌山県民は、郷土を愛し、正義を尊び、優しさと誠実さを備え、志を持って、より良い社会の形成に向けて活躍しています。

また、児童生徒に対しては、将来の夢や目標を実現するために必要となる「確かな学力」の定着・向上を図りながら、郷土の誇りを栄養とし、成長段階に応じた、市民性や職業観を高めるなど「生きる力」を育む教育が行われています。

さらに、生涯にわたって自己実現をめざすための学習環境が充実するとともに、男女共同参画や、NPO・ボランティアなどによる社会貢献活動が盛んに行われ、誰もが社会に参加する機会を得ながら充実した人生を送っています。

また、2015（平成 27）年の第 70 回国民体育大会の開催を契機に、スポーツに対する関心や意欲が高まり、健全な知・徳・体の調和がとれた人間形成が行われています。

将来像2 生涯現役で誰もが活躍できる和歌山

地域の人々や行政、企業などが子育てを大切にし、誰もが安心して次代を担う子どもを生み育てることができる社会が形成されています。

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが心理的な障害や物理的な障害がなく、積極的に社会参加を行い、それぞれの活躍の場で社会に参画しています。

また、支援や介護が必要となった場合には、地域で安心して暮らせるよう、質の高い必要なサービスが提供され、地域では支え合いの体制が構築されています。

質の高い効率的な地域診療体制が堅持され、県民が安心して医療サービスを受けられます。

温暖な気候や温泉、さらには高野・熊野の「癒し」の環境を活かしながら、子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくりが盛んに行われるとともに、新たな感染症への対策や生活習慣病、特にがんへの対策が充実し、県民の病気や健康に関する不安が解消されています。

将来像3 国際競争力のあるたくましい産業を育む和歌山

商工業では、経営革新や新商品・新技術の開発、さらには東アジアをはじめとする新たな販路の開拓などにより、企業等の競争力が高まり、経営基盤の強化されたたくましい産業として育っています。

また、地域資源を活用した新しい産業が創出されるとともに、誘致した企業と既存産業が連携して、地域の特性を活かした多様な魅力ある産業群が形成されています。

農業については、安全・安心な農産物の安定供給を基本に、輸出も含めた新たな販路開拓、加工品開発などによる農産物の高付加価値化が図られるとともに、担い手が確保され、農地が有効に活用されています。

林業については、成熟した森林資源が活用されながら、低コスト林業が推進され、紀州材の販路も拡大するとともに、優良な木材を持続的に生産する森林づくりなどが行われています。

水産業については、水産資源の維持・回復が図られる一方で、養殖業が振興され、加工業との連携による高付加価値化等が進められるとともに、新たな販路が開拓されています。

このように、多種多様な農林水産物や豊富な森林資源を活かした生産・加工・販売が有機的に連携したビジネスが構築されるなど、産業としての裾野が広い「攻めの農林水産業」が展開されるとともに、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などにも貢献しています。

こうして、本県経済を支える産業構造が転換され、活力あふれる和歌山経済が創造されています。

将来像4 癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山

優れた歴史・文化資産や豊かな自然環境を、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、次世代へ大切に引き継いでいくとともに、新たな観光資源を掘り起こし磨くことで、県勢発展に向け活用しています。

近畿圏・中部圏や首都圏、さらには日本の歴史や精神文化に強い関心を持つ海外から、多くの人々が和歌山を訪れ、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や豊かな温泉資源、体験型観光等から癒しと感動を受けています。

県内各地域では、「第2のふるさと」を求める人を積極的に受け入れるとともに、地域資源を積極的に活かした魅力ある地域づくりが推進され、県民は安心して愛着ある郷土で暮らしています。

また、「環境先進県」として、県民一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持ち、行政のみならずあらゆる主体が、地球温暖化対策や限りある資源等の循環的利用、貴重な自然の保全などに積極的に取り組んでいます。

将来像5 県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山

大規模地震や台風、集中豪雨など自然災害に対し、被害を最小化するための基盤整備や自助・共助・公助によるソフト対策、さらには、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧・復興など、総合的な防災対策が講じられており、県民の安全・安心が確保されています。

治安については、警察・行政・地域住民が協働し、犯罪の起こりにくい社会環境が整備されており、また、強さと優しさを兼ね備えた警察が、力強さと頼もしさを発揮して、悪質で重要な犯罪を徹底検挙し、県民が安全・安心に暮らしています。

また、交通事故が減少するとともに、消費生活や食生活、住生活における安全が確保され、県民が安心して日常生活を送ることができる信頼性の高い社会が形成されています。

将来像6 にぎわいと交流を支える公共インフラを整備する和歌山

近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道などによる高速道路ネットワークが形成されるとともに、高速道路を補完する内陸部骨格道路（X軸ネットワーク道路）や府県間道路が整備され、広域的かつ密接な連携が可能となり、経済活動の新たなチャンスが訪れています。

公共交通機関については、鉄道・バス・タクシーなどの生活に密着した交通機関から、関西国際空港・南紀白浜空港や港湾などの広域的な活動を支える交通基盤まで、県民の視点に立った使いやすい交通ネットワークが構築されています。

また、プロードバンド基盤が整備されるとともに、地上デジタル放送の視聴や携帯電話による通話が確実に行える環境が整い、情報通信技術の著しい恩恵を県内全域で享受しています。

さらに、下水道・農林漁業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備等により、衛生的な生活環境が提供されるほか、誰もが安心して移動できる生活空間のバリアフリー化が進むとともに、憩いの場となる水辺環境が形成されるなど、快適な暮らしの実現に必要な生活基盤が充実しています。

第2章 将来像に向けた取組から抜粋

第2項 農林水産業の振興

1. 農業の振興

本県の農業は、果樹生産で全国1、2位を争うなど特色のある品質の良い農産物生産で定評のあるところです。しかしながら、一方、農産物価格の低迷等による農業所得の減少や就業者の高齢化、耕作放棄地の増加といった厳しい状況に置かれています。

こうした状況を打開するため、これまで当県の弱点となってきた農産物の販売促進に力を入れ、「おいしい和歌山」を売り出します。とりわけ、より高級、より美味で、安全・安心なものを求める消費者のニーズに十分に応えるところにも、東アジア地域での富裕層の増加を好機ととらえて、輸出も含めた新たな販売戦略の構築を図っていきます。このため、全国主要都市や海外市場へのPRの強化、ITの活用や地域直売所といった流通チャネルの多元化への対応を行い、併せて食品産業と連携した新たな加工品づくりに努め、「収益性の高い農業」を実現し、これによって後継者の確保も図ります。

一方、生産面では、農地の有効活用、多様な担い手の確保、合理的効率的な生産手法の導入、地域の農業特性に応じた技術開発の推進を通じ、農業生産の維持拡大を図るとともに、鳥獣害防止対策の強化にも取り組みます。

○ 現状・課題

所得の減少、不安定化

本県の農業は、温州みかん・梅・柿など全国1、2位を争う果樹生産を主体に、多種多様な農産物が生産されていますが、果実の国内消費の減少、輸入農産物の増加、作柄の豊凶等により、農業所得の減少と不安定化を招いています。

しかしながら、安全・安心なものを求める消費者ニーズの高まりや、東アジア地域での急速な経済発展による富裕層の増加、世界的な日本食ブームの広がりなど、高品質な農産物を生産する本県にとって好機が到来しています。

このため、品質の差が価格の差に結びつきやすい果実が主体である特性を活かし、国内外への販路開拓を進めるとともに、加工品分野へも幅を広げるなど、農業の収益性を高める必要があります。

これとともに、消費者ニーズに応えた安全・安心な農産物を、安定して供給していく必要があります。

就業者の減少、高齢化

農業就業者のうち65歳以上の高齢者が半数を占め、今後も担い手の減少が懸念されるため、農家子弟だけでなく新規参入も含め多様な担い手を確保する必要があります。

耕作放棄地の増加

本県では、傾斜地にある農地、狭小・不整形な農地が多いうえに、永年作物である果樹栽培が主体であるため貸借等による農地の流動化が進みにくいこ

とや担い手の高齢化などにより、耕作放棄地が増加しています。
このため、後世に引き継ぐことができる働きやすい農地づくりを進めるとともに、優良農地の活用を図る必要があります。

○ 実施する主な施策

(1) 収益性の高い農業づくり

国内外への販売促進を強化するとともに、生産・加工・販売が地域内・外で有機的に連携したアグリビジネスを構築することにより産業としての裾野を広げる取組を進め、認定農業者などの担い手農家1戸当たりの年間農業所得を550万円に増やすことをめざします(2005(平成17)年:377万円)。

◆ 農産物の販売促進の強化

農産物、加工食品の総合的な流通販売の調整機能を持った新たな法人の設立も視野に入れ、流通戦略の強化を図ります。また、安全・安心・おいしさを前面に出し、生産者団体や卸売市場、量販店等、生産から小売にわたる官民連携ネットワークの構築を進めます。

◇ 国内での取組

国内に向けては、トップセールスにより卸売市場や大消費地で本県の農産物等の魅力を情報発信するとともに、見本市への出展や合同商談会など販路拡大のための商談機会を数多く創出します。これに加え、インターネット販売、通信販売、地域直売所、食品産業への加工原料の販売など、多様な流通チャネルへの販路開拓も進めます。

また、専門アドバイザー(商社OB)の支援や、量販店・ホテル・外食産業との協働により消費者ニーズに対応した高品質な商品づくりを進めるとともに、地域団体商標を活用するなど、「おいしい和歌山」のブランド力の向上を図ります。

同時に、県内の産品ごとのさまざまな表示を「わかやま」産とできるだけ明示し、品質管理を徹底しながら、優秀な県産品のイメージが全体に及ぶようなブランド戦略を進めます。さらに、優良な県産品が日本全国の消費者に認識してもらえよう「優良県産品推奨制度」を創設し、適切な表示管理を行います。

こうした取組により、激化する産地間競争に打ち勝ち、量販店等の取引マーケットを毎年5件以上開拓するとともに、とりわけ、最大の消費地である首都圏における本県果実のシェア10%(2006(平成18)年:3.7%(金額ベース))をめざします。

◇ 海外への取組

海外に向けては、東アジア地域の富裕層を主なターゲットに、県農水産物・加工食品輸出促進協議会を核として、輸出アドバイザー(商社OB)の商社ネットワークを活用したプロモーション活動を展開するとともに、海外バイヤーを招いた商談会・フェアを開催し、輸出ルートを構築します。また、現在、検疫上の問題で輸出ができない相手国の解禁に向けた働きかけを国を通じて行います。

これらの取組により、みかん・柿・桃については輸出総額10億円、加

工品についても梅干し・あんぼ柿・ジュースなど 10 品目の定着をめざします。

◆ 加工を核としたアグリビジネスの構築

本県の豊かな水資源を利用した食品加工業の発展を図るとともに、高品質な農産物を活かして収益の幅を広げるため、食品産業と連携した新たな加工品づくりを進めます。これに加え、医科大学や企業との共同研究など産学官の連携を深め、特定保健用食品の認定も視野に入れた機能性食品等の研究開発に取り組みなど、加工分野での新たなチャレンジによりアグリビジネスを構築し、その集積を図ります。

◆ 安全・安心で高品質な農産物の安定供給

安全・安心でおいしいものを求める消費者ニーズに対応し、県オリジナル品種の育成やブランド果実・畜産物の生産拡大など、高品質安定生産を進めます。

◇ 周年の安定供給産地への取組

市場等での有利な販売体制を確立するため、新品目、新品種や新作型の導入をはじめ、地域のいくつかの農産物を組み合わせた周年の安定供給産地づくりを推進します。

特に、温州みかんでは中生種の新品種の育成により、極早生—早生—中生—晩生の和歌山オリジナル品種によるシリーズ出荷に努め、安定して供給できる産地づくりをめざします。

◇ 高品質への取組

果樹については本県農業の基幹であり、優良品種の導入や老木園の改植、ワルチ栽培などを推進し、地域の特性に応じた高品質な果実生産に努め、消費者に信頼される銘柄産地づくりを進めます。

野菜・花きでは、原油高騰に対応した省エネ栽培や低コスト耐候性ハウスの導入などを推進し、施設園芸の振興を図ります。特に、県で育成したイチゴ、エンドウ、スターチスなどの品種について産地化を進めるとともに、高糖度ミニトマトの生産拡大などにより、和歌山ブランドの確立に努めます。

畜産では、熊野牛や紀州鶏、紀州梅どり・梅たまご等の生産拡大を推進します。

また、生産現場での個別課題に対応し、地域に密着した試験研究を行い、特に、地球温暖化による生育障害など農作物への影響に対応するため、品種開発や栽培技術の確立に取り組みます。

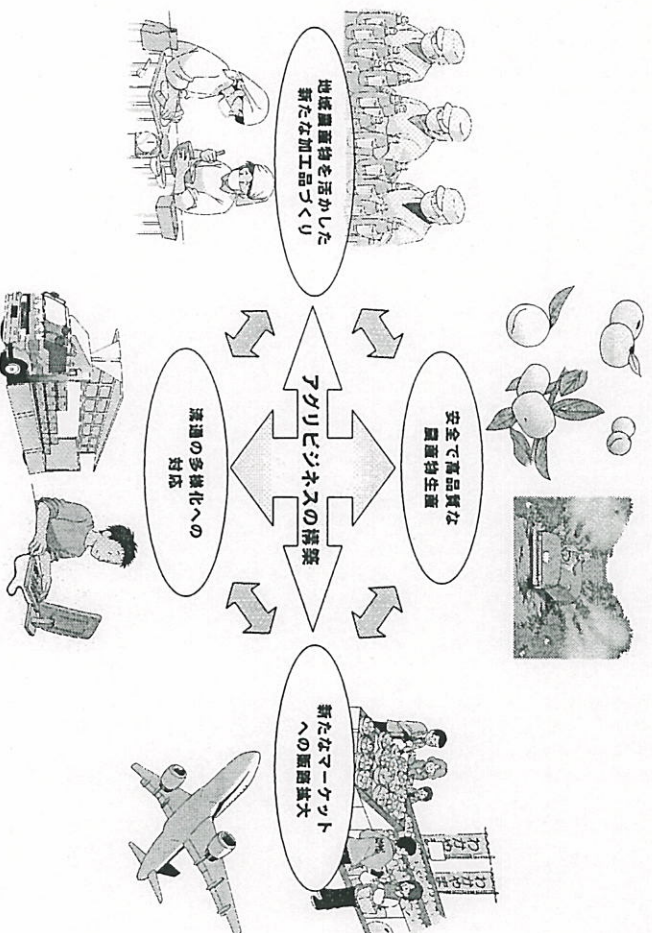
これとともに、鳥獣害防止対策については、防護・捕獲対策を強化するとともに、観光業等と連携した新たな食肉の利用促進を図ります。

◇ 安全・安心への取組

農業者自らが生産工程を管理するGAPの導入促進や農業の適正使用啓発などにより安全を確保するとともに、堆肥施用による土づくりと化学肥料・農薬の低減に取り組みエコファーマーの育成、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進を図ります。

これに加え、BSEや鳥インフルエンザの防疫対策の実施や、JASS法

等に基づく適正表示を推進するなど、農産物の安全・安心を確保する取組を進めます。
さらに、あらゆる機会をとらえ、消費者に対して県産農産物の安全・安心をより積極的にPRします。



(2) 農業を担う人・組織づくり

農業の担い手の中核となる認定農業者や農業法人について、収益性の向上を基本に、新規作物・栽培法の導入など新しい経営へのチャレンジに対する融資等を活用して育成するとともに、将来を見据え農業大学校等において次代を担う後継者を養成します。

また、不安定になりがちな就農初期段階の経営を支える融資の活用などにより、UJITAターナーや企業の農業への新規参入を促進し、多様な担い手の確保を図ります。

これに加え、高齢化などの進展により農業労働力の確保が課題となっているため、JA選果場を単位として、労働力の調整と農地の流動化を進める営農組織を、法人化も視野に入れて育成します。

こうした取組により、認定農業者 4,500 経営体 (2006 (平成 18) 年度: 3,178 経営体)、農業法人 100 法人 (2006 (平成 18) 年度: 34 法人) の育成と年間新規就農者 200 人 (2006 (平成 18) 年度: 138 人) の確保をめざします。

(3) 優良な農地づくりと有効活用

省力化、低コスト化を可能とするため、園内作業道と園地の傾斜緩和などを組み合わせて、耕作放棄地と一体的に整備する和歌山方式の園地改良をはじめ、農道、農業水利施設の整備や農地の区画整理を行い、働きやすい農地づくりを進めます。

また、農地情報をデータベース化して流動化を活発にし、認定農業者や農業法人など中核となる担い手への農地集積を進めます。

こうした取組により、優良農地での耕作放棄の発生防止と解消をめざします。

第2項 誇れる郷土づくり

2. 愛着の持てる元気な農山漁村づくり

地域の実態に即した定住環境の整備を行うとともに、地域固有の資源を活用した産業の創出を図る「1市町村1産業」などを推進し、農山漁村の貴重な機能がさらに発揮され、海・山・川などの恵まれた自然環境に包まれて心豊かに暮らせる郷土を形成します。さらに、都市住民の田舎暮らしや子どもの農山漁村での体験交流を進め「第2のふるさと歌山づくり」を推進します。

また、人口減少や高齢化が著しい地域においては、集落機能の維持に向け、住民の意向を十分に踏まえた総合的な対策を講じます。

○ 現状・課題

農山漁村の多面的な機能

農山漁村は、食料等の供給をはじめ、水源のかん養や森林の保全、さらには良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を果たしており、その活力の低下は、食料・水など生活の安全維持機能の低下、森林など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊などにつながりかねません。

農山漁村の活力の低下

過疎化・高齢化が進展するとともに、地域の基幹産業である農林水産業の所得が減少し、農山漁村の活力が低下しています。県が2007（平成19）年に過疎・山村市町村を対象に実施した調査（市街地を除く。）では、高齢化率が50%を超える集落が193（約35%）に至るなど、集落の維持・存続が危ぶまれる地域も見られます。

今後の本格的な少子高齢化社会において、県民が安心して慣れ親しんだ郷土で暮らすしていくためには、地域資源等を活用した産業の活性化を図る一方で、地域の実情に応じた集落維持対策を講じていく必要があります。

また、生活環境の整備については、依然として都市部と比べて立ち遅れている状況にあり、地域特性に応じて生産基盤と生活環境を総合的に整備するなど実態に即した効率的な整備が求められています。

都市住民が願望を持つ田舎暮らし

団塊の世代等都市部の方たちに田舎暮らしという新しいライフスタイルを提案する「わかやま田舎暮らし」によるモデル市町村への移住者数は、2006（平成18）年6月に開始して以来、93名（2007（平成19）年11月末現在）となっております。農山漁村での生活ニーズが高まっています。

○ 実施する主な施策

（1）地域の実態に即した定住環境の整備

医療・福祉や交通・情報基盤、防災体制などの生活環境について、地域の実態に即した整備や支援を行うとともに、市町村の過疎・山村振興計画の推進等

を支援し、県民が生まれ育った郷土で安心して暮らしていくために必要となる基本的な定住環境を確保します。

(2) 個性豊かで活力ある地域づくりの推進

基幹産業である農林水産業を核とした新たな取組や優れた景観を活かした取組等を進めることにより、新たな所得を得る機会や都市との交流を創出するなど、地域資源を活かした地域活性化を推進します。

◆ 地域資源を活かした産業の活性化と「1市町村1産業」の推進

ユズ・ジャバラ等の農林水産物を活かした特産品づくりの促進や、紀州備長炭・サカキ等特用林産物の生産・販売の振興を図るとともに、学校給食への地場農林水産物の供給拡大をはじめとする地産地消の取組などを促進します。また、木くず、家畜排せつ物などのバイオマスを燃料（チップ、ペレット）・堆肥などとして利活用することを促進します。

その際に、生産面の強化のみに留まると、ともすればその産品が市場で評価されず、せつかくの努力が実を結ばないことも考えられます。そこで、地域が有する人材や技術などを有効に活用し、生産から加工・販売、さらには観光などと連携・協働させることにより、地域資源を核とした魅力的な産業を創出し、その波及効果を地域全体にもたらすことが可能となります。

このため、地域の固有の資源を活用しながら、農林水産業、食品加工業、観光業、その他さまざまな異業種が互いの得意分野やノウハウを持ち寄ることにより、地域の特色に応じた新たな産業へと発展させる「1市町村1産業」を推進します。

◆ 「第2のふるさと和歌山づくり」

本県への移住1,000世帯をめざし、都市住民が安心して移住や二地域居住等に踏み出せるようにするためのきめ細かな受入態勢を整備します。

また、都市部の小学生等が農山漁村で宿泊型体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」や修学旅行等の受入を促進するとともに、紀北地域の小学校等が紀南地域の農山漁村で農林水産業や文化・環境・自然等の体験活動を行う「県内子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進します。

さらに、都市部の企業等が地域と協働して、農作業、環境保全、地域行事に取り組むことで地域の活性化を図る「企業のふる里」づくりを推進します。これらの移住・交流促進に加え、自然環境・文化資源を活かした交流施設の整備や、クラインガルテン（滞在型市民農園）・農林漁家民泊の開設支援を行うとともに、都市住民等のニーズに対応した情報や地域の魅力等を積極的に発信していきます。

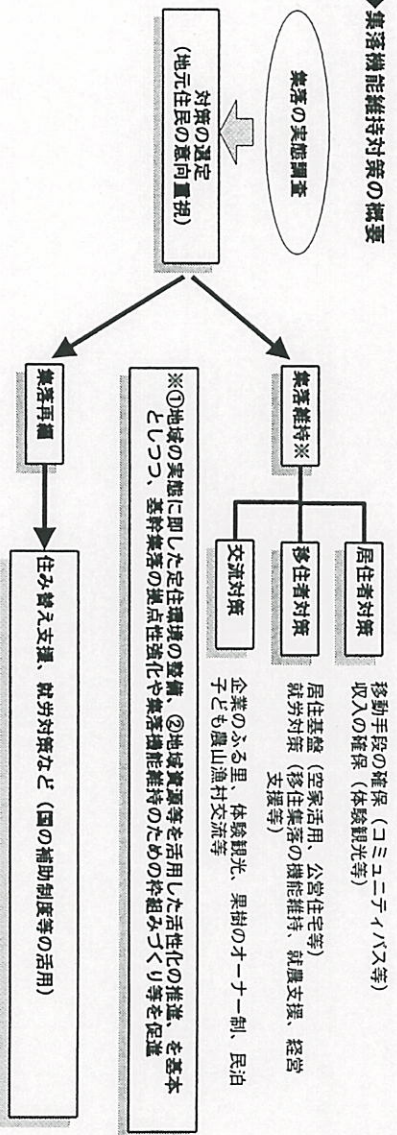
(3) 集落機能維持対策の実施

集落の実情や住民の意向を十分踏まえ、市町村と連携しながら、収入確保対策や生活基盤整備のほか、都市部からの移住・交流促進施策を行うなど、集落維持のための対策を実施します。

また、生活の相互扶助や地域資源の管理等の機能低下が著しく、現状での維持が困難な集落については、住民の判断を基本としながら、市町村が行う集落

再編などの取組を支援します。

◆集落機能維持対策の概要



国庫交付金を活用した各事業毎の目標達成状況
及び事業成果に係る評価について
(H19年度を目標年度とする事業分)

経 営 構 造 対 策 事 業 等

(アグリチャレンジャー支援事業等を含む)

平成19年度において最終目標年度を迎えた経営構造対策等の事業評価及び事業実施状況報告の文

別紙

整理 番号	振興局	事業区分	計画主体(地区名)	実施年度		完了年度		事業評価	事業主体	整備内容
				ハード	ソフト	ハード完了	完了報告	達成報告		
1	海草	経営構造対策事業 (一般地区)	海南市(しもつ地区)	15~16	16~17	17	17	15~19	JAながみね	かんきつ集出荷施設 (鉄骨2階一部の増築) (選果機1基、貯蔵施設他)
2	那賀	経営構造対策事業 (一般地区)	JA紀の里(那賀広域地区)	15~16	—	16	16	15~19	JA紀の里	果樹集出荷施設 (鉄骨2階建1棟 17,158㎡) (選果機2基、脱渋・貯蔵施設他)
3		経営構造対策事業 (一般地区)	紀の川市(林ヶ峯地区)	16	—	16	16	15~19	紀の川市	地域農業管理施設 (地域集会施設、農産物加工施設)
4	日高	経営構造対策事業 (一般地区)	御坊市(御坊地区)	16~18	16~18	18	18	15~19	名田温室組合等	低コスト耐候性ハウス (91棟 7.5ha)
5		経営構造対策事業 (一般地区)	美浜町(美浜地区)	15~17	15~17	17	17	15~19	美浜施設園芸組合	低コスト耐候性ハウス (19棟 1.67ha)
6		経営構造対策事業 (一般地区)	印南町(印南南部地区)	16~17	16~17	17	17	15~19	稲原西施設組合等、 JAみなべいなみ	低コスト耐候性ハウス (22棟 2.76ha) 開花貯蔵施設
7	日高	アグリチャレンジャー支援 事業	日高シードリング	17	—	17	17	17~19	日高シードリング	人口光閉鎖型育苗システム1棟、 順化育苗棟2棟
8		経営支援情報化施設整備 事業	JAみなべいなみ	15	—	15	15	15~19	JAみなべいなみ	集出荷ソフト、多機能端末他

経営構造対策事業認定地区の目標達成状況

認定年度	市町村名	地区名	目標名	計画時	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					目標の達成状況	施設等の利用状況及び担い手の受益割合						達成状況	施設運営 収支状況			
					施設名		利用状況等		年度別利用状況等												
					1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目						
H15	海南市 (旧下津町)	しもつ	認定農業者の育成(人)	238	258 258 100.0	278 278 100.0	288 285 94.0	298 307 115.0	303 317 121.5	○	柑橘集出荷施設 利用計画 8,500t	処理量(t) 利用率(%)	整備中	整備中	8,280 (97.4)	6,054 (71.2)	8,000 (94.1)	○	収支判定 は不要		
			担い手への農地の利用集積(ha)	481.7	521 521 100.0	570 554.4 82.3	575 568.7 93.2	595.5 658.6 155.4	620.5 676.7 140.4	○											
			老木園の改植、若返りの推進(ha)	0	10 10 100.0	20 20 100.0	30 30 100.0	40 43 107.5	50 50 100.0	○											
			マルチ栽培の推進(ha)	0	60 60 100.0	90 88 97.7	110 102 92.7	120 123.7 103.0	130 130 100.0	○											
H15	JA紀の里 (旧那賀町、 旧粉河町、 旧打田町、 旧貴志川町)	那賀広 域	認定農業者の育成(人)	144	166 158 63.6	186 174 71.4	206 199 88.7	227 219 90.3	248 271 122.1	○	農産物集出荷施設 利用計画 12,450t	処理量(t) 利用率(%)	整備中		9,674 (77.7)	9,045 (72.7)	11,488 (92.3)	○	収支判定 は不要		
			担い手への農地の利用集積(ha)	281	331 313.9 65.8	381 380 99.0	431 432.6 101.0	481 485 102.0	531 535 101.6	○											
			桃の品種集約(品種数)	21	20 20 100.0	18 16 166.6	16 15 120.0	14 16 71.4	10 10 100.0	○											
			園地台帳の整備(ha)	0	0 1,475 皆	400 1,475 368.7	700 1,623 231.8	1,100 1,623 147.5	1,493 1,623 108.7	○											
H15	紀の川市 (旧那賀町)	林ヶ峯	認定農業者の育成(人)	6	6 6 100.0	7 6 0.0	8 11 250.0	9 11 166.6	11 11 100.0	○	地域農業管理施設 利用計画 119日	施設利用日数 利用率(%)	整備中		116 (97.5)	119 (100.0)	125 (105.0)	○	○		
			担い手への農地の利用集積(ha)	15.1	15.1 15.1 100.0	16.2 15.1 0.0	17.3 22.1 318.1	18.1 22.1 233.3	21.9 22.1 102.9	○											
			家族経営協定の締結(件)	2	2 2 100.0	3 2 0.0	4 5 150.0	5 5 100.0	5 5 100.0	○											
			アンボ柿の生産量の増加(個)	0	0 0 100.0	0 0 100.0	94,500 10,715 11.3	94,500 51,657 54.6	94,500 100,500 106.3	○											

注1) 目標達成プログラムは目標年度(一般地区は5年度目、担い手育成緊急地域は3年度目)に100%以上、施設の利用状況は70%以上、担い手の受益割合は50%以上となる必要がある。

注2) 目標達成プログラム及び施設の利用状況の達成状況欄の○は達成率が70%以上(70%未満は改善計画の提出)、担い手の受益割合の○は50%以上。

注3) 目標達成プログラムの達成状況欄の網掛け地区は達成率が100%未満。

経営構造対策事業認定地区の目標達成状況

認定年度	市町村名	地区名	目 標 名	計画時	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					目標の達成状況	施設等の利用状況及び担い手の受益割合					達成状況	施設運営 収支状況							
					1年度目		2年度目		3年度目		4年度目		5年度目		施設名			利用状況等	年度別利用状況等					
					1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目					5年度目					
H15	御坊市	御坊	認定農業者の育成(人)	312	312	313	314	316	317	○	低コスト耐候性ハウス (加尾温室組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)		100	100	100	100	○	○					
			担い手への農地の利用集積(ha)	341.1	341.1	347	363	398	436	○	低コスト耐候性ハウス (野島低コストハウス組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)		100	100	100	100	○	○					
			家族経営協定の締結(件)	12	12	15	17	20	22	○	低コスト耐候性ハウス (湯川温室組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)				100	100	100	○	○				
			自家育苗によるコスト低減農家の育成(戸)	20	20	21	22	24	25	○	低コスト耐候性ハウス (野口温室組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)				100	100	100	○	○				
											低コスト耐候性ハウス (ゆかわ園芸組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)				100	100	100	○	○				
											低コスト耐候性ハウス (河南温室組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)					100	100	100	○	○			
											低コスト耐候性ハウス (みはま施設園芸組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)			100	100	100	100	○	○				
H15	美浜町	美浜	認定農業者の育成(人)	22	22	22	23	24	25	○				100	100	100	100	○	○					
			担い手への農地の利用集積(ha)	39	41	43	47	52	57	○														
			家族経営協定の締結(件)	8	10	12	14	16	18	○														
			キュウリ作付面積(ha)	2	2.2	2.5	3.3	3.3	3.3	○														
			キュウリ販売計画(t)	230	230	268	459	531	551.9	○														
H15	印南町	印南南部	認定農業者の育成(人)	81	81	86	91	96	100	○	低コスト耐候性ハウス (稲原西施設園芸組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)		81	100	100	100	○	○					
			担い手への農地の利用集積(ha)	321.6	321.6	324	327	329	331.6	○	低コスト耐候性ハウス (赤糖房施設組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)			100	100	100	○	○					
			家族経営協定の締結(件)	25	25	28	30	33	35	○	低コスト耐候性ハウス (ミニトマト玉取組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)			100	100	100	○	○					
			ウスイ作付面積(ha)	10.2	10.2	10.5	10.9	11.5	12	○	低コスト耐候性ハウス (ミニトマト栽培組合)	施設利用率(%) 担い手割合(%)			100	100	100	○	○					
			ウスイ販売計画(t)	96.9	96.9	99.7	103.5	109.2	114	○	カスミソウ開花貯蔵施設 (JAみなべいなみ)	処理量(千本) 利用率(%)			1,490 (77.0)	2,533 (130.9)	2,312 (119.5)	○	収支判定 は不要					
											カスミソウ開花貯蔵施設 (JAみなべいなみ)	担い手割合(%)			96	96	96	○						

注1) 目標達成プログラムは目標年度(一般地区は5年度目、担い手育成緊急地域は3年度目)に100%以上、施設の利用状況は70%以上、担い手の受益割合は50%以上となる必要がある。
 注2) 目標達成プログラム及び施設の利用状況の達成状況欄の○は達成率が70%以上(70%未満は改善計画の提出)、担い手の受益割合の○は50%以上。
 注3) 目標達成プログラムの達成状況欄の網掛け地区は達成率が100%未満。

アグリ・チャレンジャー支援事業の目標達成状況

認定年度	市町村名	事業主体	成果目標	目標値		目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					達成状況	施設運営 収支状況	
				計画時 (H16)	目標年 (H19)	1年度目	2年度目	3年度目					
H15	御坊市	有限会社 日高シードリング	目標所得水準到達者数(人)	0	1	0	0	1			○		
						0	0	1					
								100.0					
			農畜産物の売上額(千円)	0	73,728	0	36,864	73,728			○		
						0	40,548	80,174					
							109.9	108.7					
			雇用の拡大	常時雇用者数(人) (年間実績:C)	0	2	2	2	2			○	
							0	1	3				
							0.0	50.0	150.0				
				臨時雇用者数(人) (年間延人数)	0	1500	0	1,000	1,500			×	
0	1244	1,295											
0.0	51.2	86.3											
	(実人数換算) D 注釈	0	6	0	4	6			×				
				0	5.3	5.6							
				0.0	33.4	92.5							
合計雇用者数(人) (C+D)	0	8	2	6	8			○					
			0	6.3	8.6								
			0.0	100.0	106.9								
			施設利用計画に 対する利用状況	年間処理量(本/年間)	0	614,400	0	501369	480,000			○	○
							(0.0)	(81.6)	(78.1)				

(注)臨時雇用者数の実人数(常時雇用者数)換算については、3/700を乗じて換算することとされている。

経営支援情報化施設整備事業の目標達成状況

認定年度	市町村名	事業主体	目標名	目標値		目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					達成状況	施設運営 収支状況
				計画時 (H16)	目標年 (H19)	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		
H15	みなべ町	JAみなべいなみ	農業経営にITを活用する農家の増加 【IT人口の増加(人)】	1,926	2,880	1,930	2,670	2,770	2,860	2,880	○	収支判定は 不要
						1,930	2,404	2,618	3,134	3,150		
						100.0	90.0	94.5	109.5	109.3		
		(受益対象: みなべ町、印南町管 内)	農産物の生産履歴(トレーサビリティ) 情報の登録農家数(戸)	0	2,514	920	2,300	2,380	2,460	2,514	○	
						1,892	1,917	3,282	3,359	3,386		
						205.6	83.3	137.8	136.5	134.6		
		ネット販売による 特産品販売額の増加(千円)	0	3,000	95	525	1,150	2,055	3,000	○		
					440	7,039	7,856	9,449	8,843			
					463.1	1340.7	683.1	459.8	294.7			

(注)当該施設は、情報提供施設としてJAが運営しているため、任意団体等のように経営収支の状況確認は不要とされている。

強い農業づくり交付金

事業実施主体等取組評価報告書(経営力の強化を目的とした推進事業)

(都道府県名:和歌山県)

市町村名 (又は地区名)	事業実施 主体名	政策目的	政策目標	取組名	計画策定時		事業実施後(目標年度)		目標 達成 状況 B/A	都道府県による点検 評価結果(所見)	県担当課
					成果目標(A)	事業内容(計画)	成果目標に対する 成果実績(B)	事業実績			
県全域	和歌山県	経営力の 強化	新規就農 者の育 成・確保	道府県農 業大学校 等再チャ レンジ活 用推進	離職就農者の増加 新たな研修教育課 程修了者の就農実 績 25名	新たに農業へチャレンジする方 を対象に農業の知識・技術を習 得するための各種研修を実施 する。 県農大 社会人課程 県就農支援センター 技術習得研修 関係機関 ウィークエンド農業塾	離職就農者の増加 新たな研修教育課 程修了者の就農実 績 35名	農業の知識・技術の修得や就 農を目指す方を対象に各研修 を実施 各研修受講数と修了後就農者 数 県農大 社会人課程 9名 (うち就農者 9名) 県就農支援センター 技術修得研修46名 (うち就農者 26名) 関係機関 ウィークエンド農業塾30名 (うち就農者 0名)	140%	農業大学校等に置いて、 離職就農者等が希望する 新たな就農に向けた研修 カリキュラムを設定したこ とにより、研修受講者が増 加したと共に、就農者が 増加し多様な担い手の育 成につながり、事業実施 の効果はあったと考える。	新ふるさと推 進課
県全域	和歌山県	経営力の 強化	担い手の 育成・確 保	認定農業 者等担い 手育成の 推進	年度増加目標 120経営体	農薬の飛散防止対策、農薬低 減技術及び農薬の安全使用 の推進のため ・技術検討会の開催 ・研修会の開催 ・情報収集活動等 ・展示ほの設置	234経営体増加	農薬の飛散防止対策、農薬低 減技術及び農薬の安全使用 の推進のため、関係機関と 連携しつつ、各振興局にお いて技術検討会などを開催 した。 また、ソルゴー障壁などの 飛散防止技術の展示ほ(6箇 所)を設置し、技術の普及 を図った。	195%	担い手の育成を図るため に経営改善指導や技術支 援等を行った。新規認定 については野菜の価格安 定対策など産地強化計画 の取り組みの推進により 目標を大きく上回った。	果樹園芸課

(注)1. 「都道府県による点検評価結果(所見)」には、都道府県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には今後の改善指導方策を記載する。
 2. 複数の項目を成果目標として掲げている場合、成果目標の達成率は、それぞれの項目の達成率の平均値とする。
 3. 成果目標として定性的なアウトカム目標を設定している事業実施主体については、「目標達成状況(B/A)」欄は「-」とする。

2. 整備事業

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成19年度)

市町村名 (または地区名)	事業実施 主体名	政策目的	取組の分 類	作物等の 区分 (対象作 物・畜種等 名)	政策目標	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況					成果目標の具体的 な実績	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (千円)	負担区分(千円)				完了年月 日	備考			
							計画時 (平成16年)	1年後 (平成17年)	2年後 (平成18年)	3年後 (平成19年)	目標値 (平成19年)				達成率	交付金	都道府県 費	市町村費			その他		
橋本市	橋本市養 鶏農業協 同組合	生産性の 向上	食肉等 流通体 制整備 (鶏卵)	採卵鶏	生産性 の向上	月別生 産量の 把握	16.0t/日	16.0t/日	15.4t/日	16.0t/日	22.4t/日	71%	消費者のニーズ に対応した安 全・安心な卵の 供給が可能と なったが、昨今 の配合飼料価 格の高騰により 増羽できず生産 量減。	洗卵選別機 (5万卵/時) 1式	107,700	35,900	0	5,385	66,415	平成18 年3月6 日			

- (注) 1 別紙様式1号の2-1に準じて作成すること。
 2 要領第1の(2)の(ア)及び(イ)場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

平成20年度実施予定の事業計画について

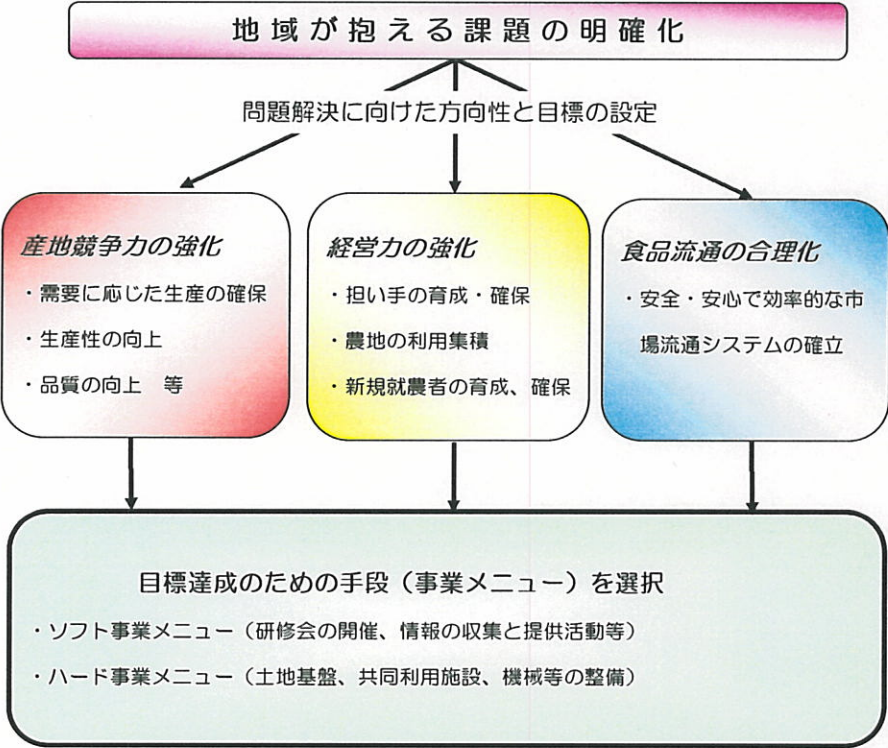
強い農業づくり交付金等の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	事業費	
		国費	県費
経営力の強化	237,370	120,085	9,382
ソフト	2,800	2,800	0
ハード	234,570	117,285	9,382
産地強競争力の強化	1,902,098	913,863	0
食品流通の合理化	150,433	50,144	0
農山漁村の活性化	1,933,910	966,955	0
合 計	4,223,811	2,051,047	9,382

強い農業づくり交付金の概要

生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等の担い手の育成、担い手へ農地の利用集積の促進、食品流通の効率化・合理化など、地域における川上から川下までの対策を総合的に推進



平成20年度における実施事業

ソフト事業

政策目的	政策目標	取組名	県担当課
経営力の強化	担い手の育成・確保	農業飛散防止普及活動緊急支援	果樹園芸課

ハード事業

政策目的	政策目標	取組名	県担当課
産地競争力の強化	生産性の向上	産地競争力の強化に向けた総合的推進 ① 花き野菜総合集出荷施設 ② 豆秤量箱詰機 ③ 小規模土地基盤整備 【果樹（梅）の改植】2地区 ④ 家畜飼養管理施設（鶏舎）	①～③ 果樹園芸課 ④ 畜産課
経営力の強化	担い手の育成・確保	経営構造対策 低コスト耐候性ハウス 16棟	経営支援課
食品流通の合理化及び輸出の促進	食品流通の合理化	卸売市場施設整備等の推進 青果物低温卸売場の整備 500㎡	食品流通課
農山漁村の活性化	農山漁村の活性化（活性化プロジェクト）	農山漁村活性化プロジェクト支援 果樹（桃・柿）の集出荷施設 （集出荷施設、選果機、貯蔵庫等） 紀の川市内 3箇所で実施	経営支援課

経営構造対策から農業活性化対策への移行 (施設整備に使用する交付金の変更)

強い農業づくり交付金

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

経営構造対策

(農産物集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウス、農業用排水施設、農産物直売施設等)

農山漁村活性化対策

(農産物集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウス、農産物直売施設、交流体験施設等)

《 一般地域 》

(下記のいずれかの基準を満たす)

要件① 認定農業者が50%以上増又は過去5年間の増加率以上の増

要件② 担い手への農地集積率が60%以上又は現状より10ポイント増

《 担い手育成緊急地域 》

●知事要件:1ha未満の農家割合が50%以上かつ平均経営面積が1ha未満となる地域
(下記のいずれかの基準を満たす)

要件① 認定農業者が1名以上増か1法人設立

要件② 担い手への農地集積率が30%以上又は現状より5ポイント増

一般地域の施設整備は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で対応

経営支援課 (構造改善班)

- 農業活性化対策として施設整備等を実施
 - ・経構で実施していた内容を継続して実施
- 国庫交付金の財源を変更
 - ・強い農業づくり → 農山漁村活性化プロジェクト
- 事業の採択要件(目標・指標設定の変更)
 - ・認定農業者の育成&農地の利用集積 → 農産物の販売額、販売量の増加等
(農山漁村の活性化に資する指標へ変更)
- 実施方法等(各種計画策定の変更点)
 - ・経構実施計画 → 農山漁村活性化計画
 - ・年度別実行協議 → 交付対象事業別概要

✗

一般地域
新規採択なし
(平成19年度で終了)

経営対策は終了。
施設整備は産地競争力の強化で対応

継続実施

担い手育成緊急地域
従来どおりの事業を継続
平成21年度で終了?

旧小規模零細枠を含む担い手分は継続

○経営支援課(構造改善班)

グリーン・ツーリズム関連の
・都市農村交流
・農業体験施設
等の整備は従来どおり

- 交流滞在人口の増
- 直売・農産加工
- 農産物販売額・量の増
- 低コストハウス
- 集出荷施設等

地域活性化のための総合施策として仕組み直し

担当課：食品流通、果樹園芸課他
強い農業づくり交付金
(産地競争力の強化)

担当課：経営支援課
 強い農業づくり交付金 + 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
 (経構:担い手育成緊急地域分) 【(旧経構:一般地域分)+(都市農村交流分)】

経営力の強化

平成20年度ソフト事業の実施計画について

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考
						国費	県費	
経営力の強化	担い手の育成・確保	農業飛散防止普及活動緊急支援	県全域	和歌山県	農業の飛散防止対策、農業低減技術及び農業の安全使用の推進のため、関係機関と連携しつつ技術検討会の開催や情報収集活動及び研修会の開催などを実施する。	2,800	2,800	担当：果樹園芸課
合 計						2,800	2,800	0

平成19年度ハード事業の実施計画（20年度で繰越実施）について

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	事業費		備 考
							国費	県費	
経営力の強化	担い手の育成・確保	経営構造対策	御坊市	御坊南温室組合・ 御坊北温室組合	低コスト耐候性ハウス(花卉)鉄骨温室 16棟 145a	234,570	117,285	9,382	担当：経営支援課
合 計						234,570	117,285	9,382	

産地競争力の強化

平成20年度ハード事業の実施計画について

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考	
						国費	県費		
産地競争力の強化	品質向上	花き・野菜	御坊市 日高川町	紀州中央農業協同組合	花き野菜総合集出荷場（集出荷施設、花き検査分荷ライン、テント式定温庫、検査分荷ライン定温庫、ピーマン選果袋詰機、野菜検査梱包ライン、真空冷却装置、予冷库、販売情報システム、トレーサビリティシステム）	1,494,918	711,864	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	品質向上	野菜 (豆類)	御坊市 日高川町	紀州中央農業協同組合	豆秤量箱詰機	56,700	27,000	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	生産性の向上	果樹 (梅)	みなべ町	みなべいなみ農業協同組合	小規模土地基盤整備(改植)	40,480	19,999	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	生産性の向上	果樹 (梅)	田辺市	紀南農業協同組合	小規模土地基盤整備(改植)	30,000	15,000	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	生産性の向上	肉用鶏 (ブロイラー)	有田川町	有田養鶏農業協同組合	家畜飼養管理施設 ウインドレス鶏舎4棟 4,350㎡	280,000	140,000	0	担当：畜産課
合 計						1,902,098	913,863	0	

食品流通の合理化

平成20年度ハード事業の実施計画について

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考
						国費	県費	
食品流通の 合理化及び 輸出の促進	食品流通の 合理化	卸売市場施設整 備等の推進	和歌山市	和歌山市	青果物低温卸売場の整備（500㎡） 食の安全・安心確保に向けた品質管理 ができる施設を整備し、市場としての 体質強化と機能強化を図る。	150,433	50,144	担当：食品流通課
合 計						150,433	50,144	0

農山漁村の活性化

平成20年度ハード事業の実施計画について

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考	
						国費	県費		
農山漁村 の活性化	農山漁村 の活性化	農山漁村活性化 プロジェクト支 援 交付金	紀の川市	J A紀の里	東部流通センター（旧那賀町エリア） ○集出荷施設 鉄骨造2階建 1棟 7,250㎡ ○工事雑費他	591,480	295,740	担当：経営支援課 柿・桃の選果場施設の整備 光センサー式選果、柿脱渋施設、 GIS情報処理機、炭化装置等の整備	
					竜門選果場 ○柿選果機（59t/日処理 一式）	434,000	217,000	担当：経営支援課 柿の光センサー式選果機の整備	
					西部流通センター（旧桃山町エリア） ○集出荷施設整備 鉄骨造2階建 1棟 9,000㎡ ○工事雑費他	908,430	454,215	担当：経営支援課 柿・桃の選果場施設の整備 （対外輸出機能を備えた整備） 光センサー式選果、予冷・脱渋施設、 GIS情報処理機、炭化装置等の整備	
合 計						1,933,910	966,955	0	

資料5

和歌山県農業への施策効果及び総合評価について

強い農業づくり交付金等の県農業の振興効果

1. 和歌山県農業の担い手農家の動向

(1) 県内の総農家数

農林業センサスでは、平成12年に39,863戸であったが、平成17年では36,531戸と3,332戸（8%）が減少した。

① 専業農家等の動向

県内の専業農家は、8,649戸（H12）に対して9,250戸（H17）と約600戸増加し、総農家の4戸に1戸が専業農家となっている。一種兼業農家も減少し続けて来たがH15年4,600戸からH17年には5,408戸へ約800戸ほど増加している。
（統計手法による錯誤か、緑の雇用対策等の波及効果か？）

② 認定農業者の動向

県では「強い農業づくり交付金」等を活用し、地域農業の担い手として認定農業者の育成を進めており、H12の1,664人（経営体数として換算）に対してH17では2,894人と5年間で1,230人を増やし、担い手の育成・確保を図った。

○和歌山県の農家数と認定農業者等の育成数の動向

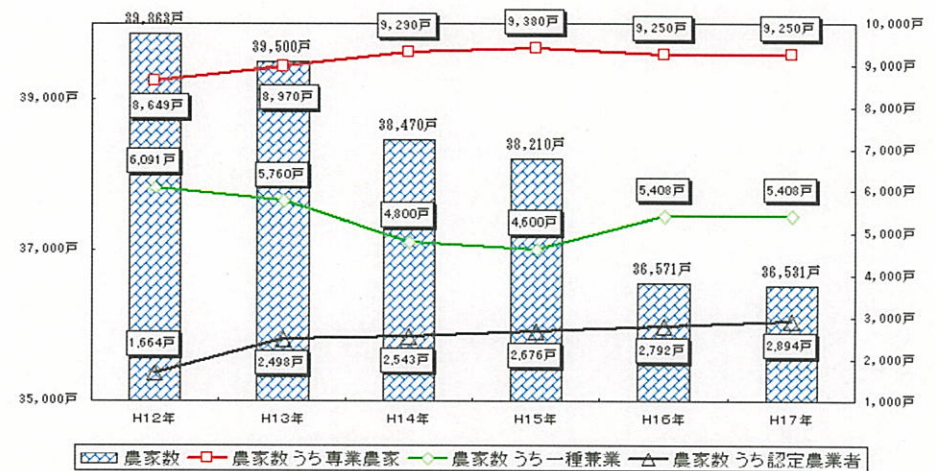
（単位：戸）

項目	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
農家数	39,863 (100)	39,500 [99]	38,470 [97]	38,210 [96]	36,571 [92]	36,531 [92]
うち専業農家	8,649 (22)	8,970 (23)	9,290 (24)	9,380 (25)	9,250 (25)	9,250 (25)
うち一種兼業	6,091 (15)	5,760 (15)	4,800 (12)	4,600 (12)	5,408 (15)	5,408 (15)
うち認定農業者	1,664 (4)	2,498 (6)	2,543 (7)	2,676 (7)	2,792 (8)	2,894 (8)

注1：〈 〉内の数値は、総農家数に占める割合を指数化した数値

注2：[]内の数値はH12の総農家数を100とした場合の割合を指数化した数値

資料：農林業センサス、認定農業者数は新ふるさと推進課調べ



2. 交付金の担い手育成効果

(1) 認定農業者の育成効果について

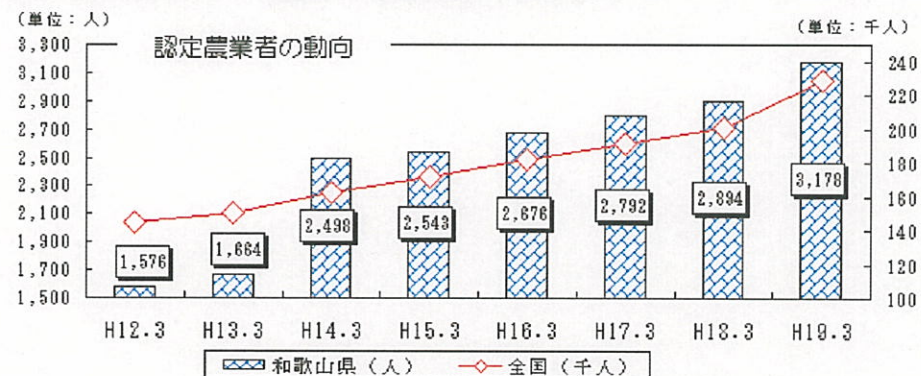
H13～H14には柑橘農家に対する「新たな経営安定対策」が創設され、支援対象が認定農業者に限定されたため、駆け込み認定により830人を超える急激な増加があった。

その後、農業者の高齢化や死亡、経営改善計画の更新があったものの、毎年50～100人が新規認定数の確保が図られた。

○認定農業者の育成の動向

	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3
和歌山県(人)	1,576	1,664	2,498	2,543	2,676	2,792	2,894	3,178
全国(千人)	145	150	163	172	182	192	201	229

資料：県数値は新ふるさと推進課調べ、全国数値は農林水産省調べ

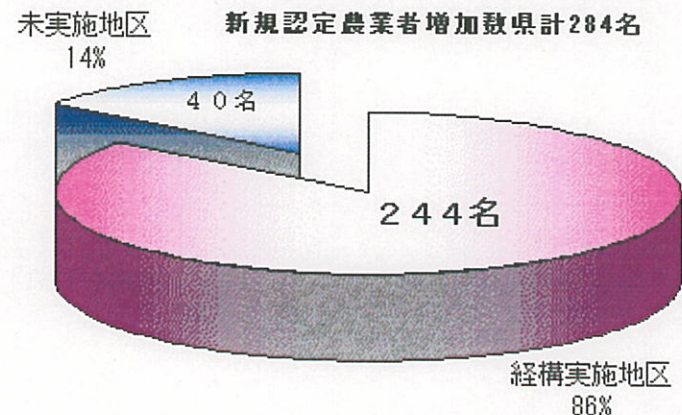


(2) 強い農業づくり交付金による担い手育成効果について

H18～H19には認定農業者数の大幅な増加が見られるが、これは「強い農業づくり交付金」を活用して、JA有田やJAながみね等で大型選果場を整備したことに伴い、「認定農業者の育成」を目標として掲げていたため、達成年度に一举に280人余りを育成することとなった。

左図では、「新規認定農業者」のうち8割以上が経営構造対策を実施した市町村で認定されていることを示しています。

経営構造対策等による認定農業者の新規認定効果



(3) 認定農業法人の育成状況

農業法人では、H12 当時は 15 件と低迷していたが、和歌山県農業会議等による設立支援活動等により法人数が増加し、毎年 1～2 件程度の認定法人が増加し、現在は 34 件が認定されている。

法人育成では、近年、経営規模の拡大や経営多角化のために法人化が進んでいる。

具体的には、国庫事業や制度融資による施設整備を契機に、規模拡大を目指す農業生産法人や農産物加工等の新商品開発による高付加価値経営を目指す法人等が設立されている。

(法人設立による地域雇用の創出も大きな経済効果)

(4) 農業生産法人による新規就農希望者の受入効果

新規就農や新規参入を希望する I J U ターン者の中には、農地を持たない人も多く、地域の信用がないため農地を借りることが困難な場合もあり、就農を阻害する要因の一つとなっている。

このため、就農時の不安定要素である技術力不足や地域住民の信頼不足等を同時に解消するため、農業生産法人を活用して、一定期間、法人に就職する方式が実践されている。

〇農業法人の育成の動向

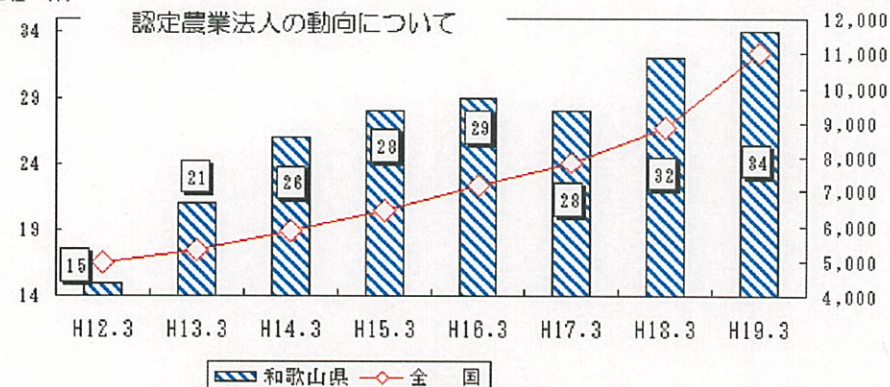
(単位：件)

	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3
和歌山県	15	21	26	28	29	28	32	34
全国	4,950	5,319	5,846	6,444	7,132	7,819	8,840	10,992

資料：県数値は新ふるさと推進課調べ、全国数値は農林水産省調べ

(単位：件)

(単位：件)



3. 多様な担い手の育成・確保

(1) 新規就農者の育成状況

次代の農業生産を担う新規就農者の育成については、「農業経営基盤の強化の促進に関する県基本方針」において、H27年度を目標に、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手農家8,000人を育成、確保する方針が示されている。

この8,000人規模を維持するには従事年数を40年間として割り戻すと、毎年200人の新規就農を継続的に育成、確保していく必要がある。

しかしながら、ここ数年の若い新規就農者の確保数は年間で80～90名程度となっており、農業経営の先行きの不透明感とも相まって、新規就農者の確保が大きな課題となっている。

○新規就農者等の育成・確保動向

(単位：人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
新規学卒者	31	36	47	38	50	33	37	38
他産業からUターン	39	35	42	40	38	38	38	29
新規参入者	3	2	3	5	5	8	8	11
農業法人等への就農						1	6	10
新規就農者計(39才以下)	73	73	92	83	93	80	89	88

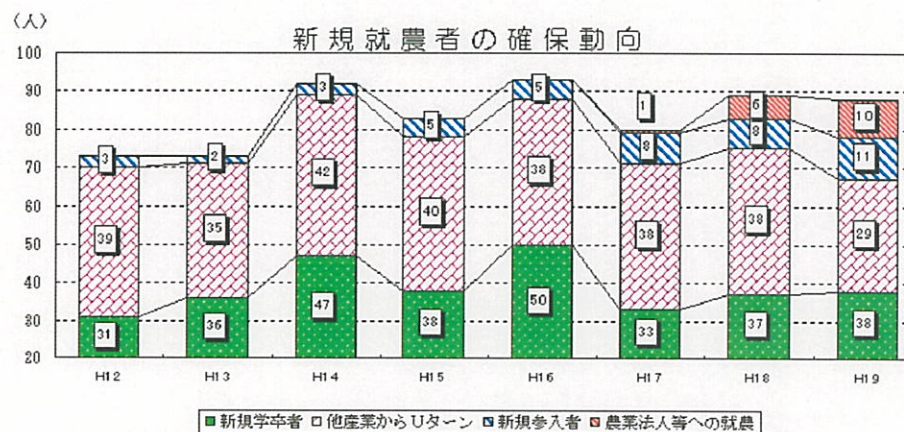
資料：調査年5月1日現在、新ふるさと推進課調べ

注1：就農者とは農業を主業に年間150日以上従事する者(39歳以下の者、注2以下も同様)

注2：新規学卒者とは、農家出身で学卒後、直ちに就農した者

注3：Uターンの就農者とは、他産業を離職後農家へ就農した者

注4：新規参入者とは、非農家出身で就農した者



(2) 団塊の世代等の中高年就農者の育成・確保

39歳以下の若年層からの担い手確保が厳しい状況にあるため、近年はいわゆる「団塊の世代」等を中心に中高年就農者を対象とした担い手確保対策を実施中。

- ① 農業者大学校による社会人課程の創設
(離転職者を対象とした就農訓練課程)
- ② 就農支援センターによる技術習得研修の開始
(本格的な農業実践研修の開設)
- ③ 農大・支援センター・農試によるウィークエンド農業塾の開催
(働きながら農業の初歩を学習、定年)

こうした取組の結果、近年は中高年就農者数も増加傾向にあり、農業や食品の安全・安心への関心が高まる中、団塊の世代が退職を迎えるここ数年は、更なる増加が期待できる。

(3) 多様な担い手の育成・確保について

従来の新規就農者に中高年就農者を加えた担い手の確保数値は、120～140人と大幅に改善が図られてはいるものの、目標の200名には及ばず、更なる努力が必要となっている。

今後、企業参入や法人育成、JA等の出荷組織を単位とした担い手組織の育成等、幅広い視野に立った担い手育成策の展開が求められている。

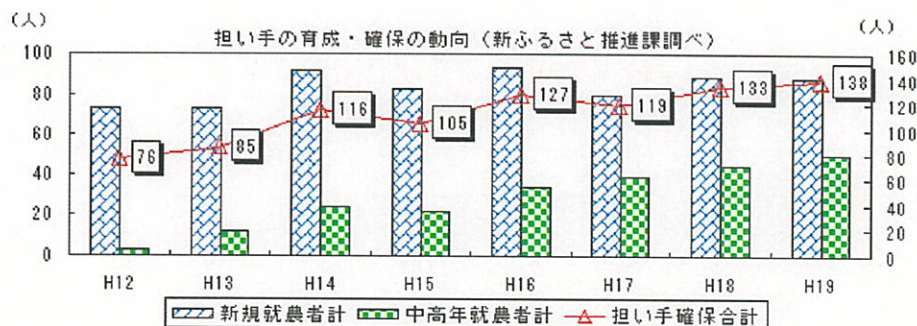
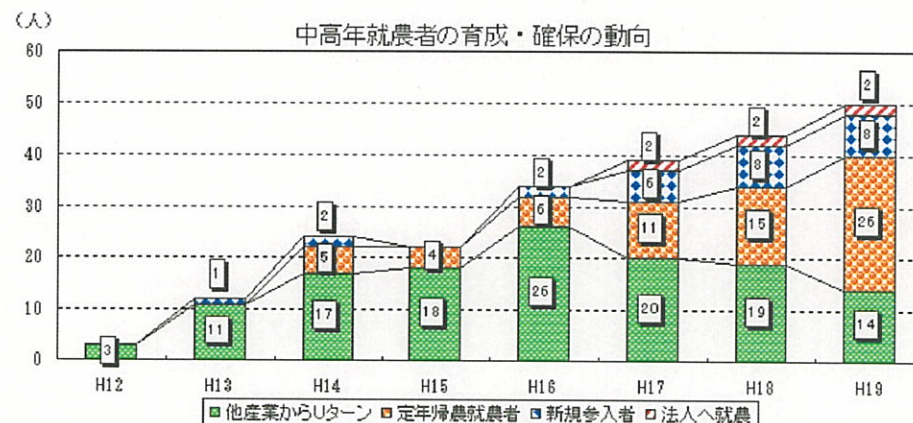
○団塊の世代等の中高年就農者(40歳以上)の確保動向 (単位:人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
他産業からUターン	3	11	17	18	26	20	19	14
定年帰農就農者			5	4	6	11	15	26
新規参入者		1	2	0	2	8	8	8
法人へ就農						2	2	2
中高年就農者合計	3	12	24	22	34	39	44	50

資料:調査年5月1日現在、新ふるさと推進課調べ

注1:Uターンの就農者とは、他産業を離職後実家へ就農した者

注2:新規参入者とは、非農家出身で就農した者



4. 担い手への農地の利用集積について

(1) 県の担い手への農地の集積目標

経営基盤強化促進法では、認定農業者等の担い手農家へ農地を集積し、これらの担い手が地域農業の太宗を担う構造を構築することとされている。

これを受け、和歌山県では県内の優良農地の50%を8,000の経営体が担う構造を構築することを目指しています。

①担い手への農地の集積状況

H18年度末現在で担い手（認定農業者、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者）への集積面積が13,250haと農用地面積37,000haの36%となっており、目標の50%を達成するには14ポイントの押し上げが必要となっている。

②強い農業づくり交付金による農地集積効果について

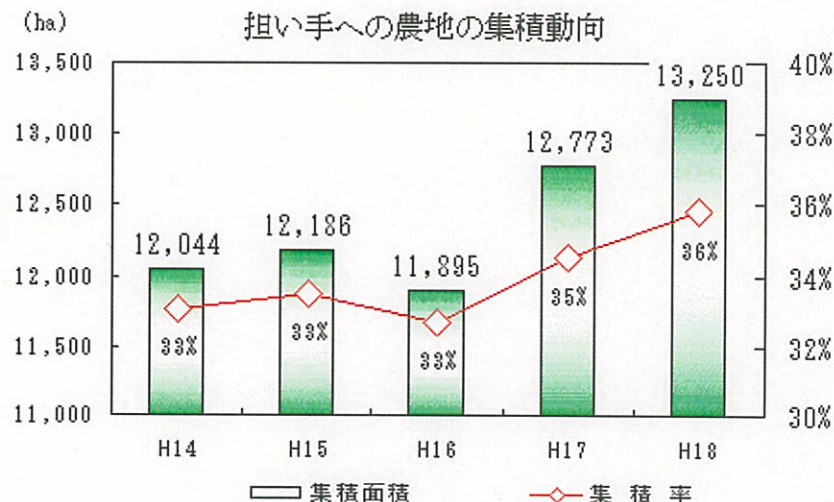
H16年は認定農業者の更新時期と重なり、一時的に集積率が落ち込んだが、H17、18には農地集積面積が大幅に回復、増加が見られるが、これは「強い農業づくり交付金」を活用して、JA有田やJAながみね等で大型選果場を整備したことに伴い、「認定農業者の育成」を目標としていたため、認定農業者の更新と新たな認定農業者が増加したことによって一挙に集積率を押し上げたものである。

左図では、「H16→H18の集積増加面積1,354ha」のうち86%が経営構造対策を実施した市町村で増加したことを示しています。

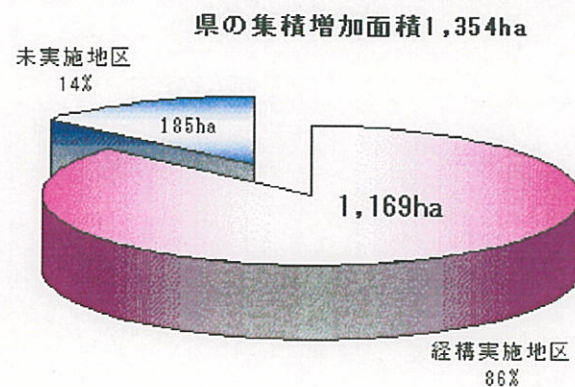
○担い手への農地の利用集積実績（年度推移）

年 度	H14	H15	H16	H17	H18
集積面積	12,044	12,186	11,895	12,773	13,250
集積率	33%	33%	33%	35%	36%
農用地面積	36,400	36,400	36,400	37,000	37,000

資料：新ふるさと推進課調べ



経営構造対策等による担い手への農地集積効果分析



5. 生産性の向上効果について

○果樹産地の生産構造の改善効果

本県が日本一の生産量を誇る「温州みかん」や「梅」について、より高品質で安定生産が可能な生産構造を実現するため、優良品種系統への転換による園地の若返りを進めている。

(1) 温州みかんの樹齢構成の適正化の状況

現在の生産能力を維持するには、果樹の平均経済樹齢が30年で未結果期を3年とすると未結果樹が10%程度必要となる。

本県の温州みかんでは、長引く価格低迷や高齢化、担い手不足もあり老木園を更新する意欲が低下し、H10年には未結果樹（幼木）面積の割合が2.5%まで減少していた。

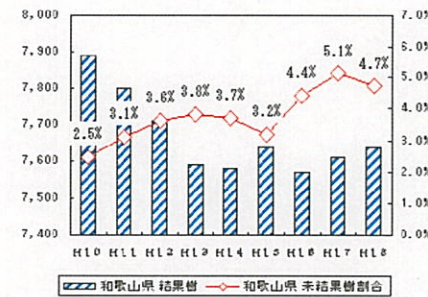
このため、優良品種への改植を進め、H18年現在、未結果樹の面積割合が4.7%まで回復したが、全国平均の6%に比べて1.3ポイント低くなっている。

○温州みかんの樹齢構成の動向（老木園の解消状況）

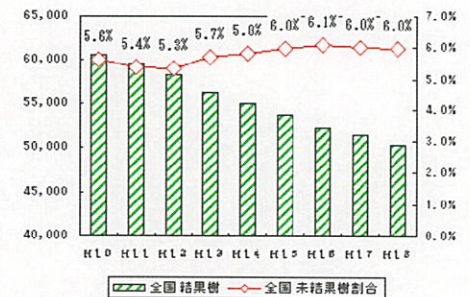
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
和歌山県	栽培面積 (ha)	8,090	8,050	8,000	7,890	7,870	7,890	7,920	8,020	8,020
	結果樹面積 (ha)	7,890	7,800	7,710	7,590	7,580	7,640	7,570	7,610	7,640
	未結果樹割合 (%)	2%	3%	4%	4%	4%	3%	4%	5%	5%
全国	栽培面積 (ha)	64,200	63,100	61,700	59,700	58,400	57,100	55,700	54,800	53,500
	結果樹面積 (ha)	60,600	59,700	58,400	56,300	55,000	53,700	52,300	51,500	50,300
	未結果樹割合 (%)	6%	5%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

資料：農林水産統計年報

(ha) 和歌山県の温州みかんの樹齢構成



(ha) 全国の温州みかんの樹齢構成

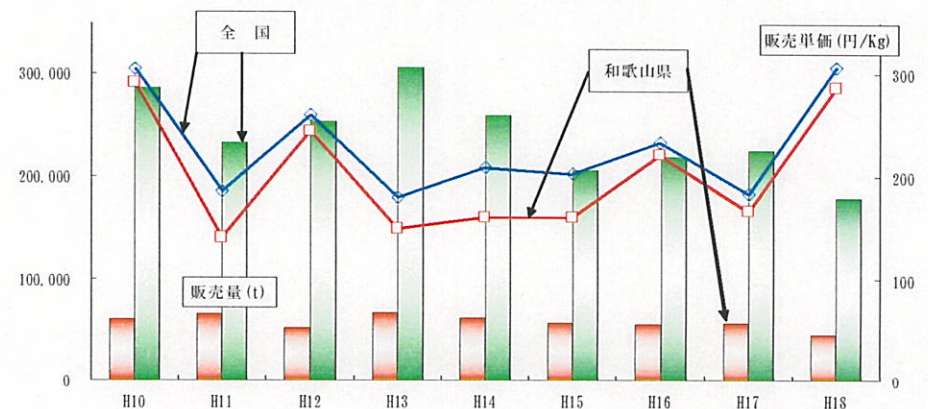


○温州みかん年次別販売実績（京浜・京阪神）

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
和歌山	数量	60,521	66,179	52,962	67,300	62,318	57,568	55,672	57,363	45,753
	単価	291	141	243	148	160	160	220	166	286
全国	数量	287,098	232,323	253,833	305,803	260,079	206,562	219,810	226,159	178,863
	単価	305	185	260	179	209	203	233	182	307

資料：日本園芸農業協同組合連合会資料から抜粋

温州みかんの販売量と販売単価の推移について（京浜・京阪神実績）



①温州みかんの改植促進

内部品質に優れた優良品種（県内育成品種）への転換を推進するとともに、既存品種のレベルアップとしてマルチ栽培による高品質果実の生産拡大に努めている。

20年前は、初秋の運動会や行楽シーズンを目当てに果実着色を優先して販売され、生産も早期着色を最優先に「宮本早生」が本県の極早生品種の主流を占めていた。

しかし近年、内部品質が重要視され、着色が良くとも「味」が良くないものは売れない時代となり、極早生などの先行商品の食味が、後続の早生、普通みかんの価格形成に大きく影響する時代となっている。

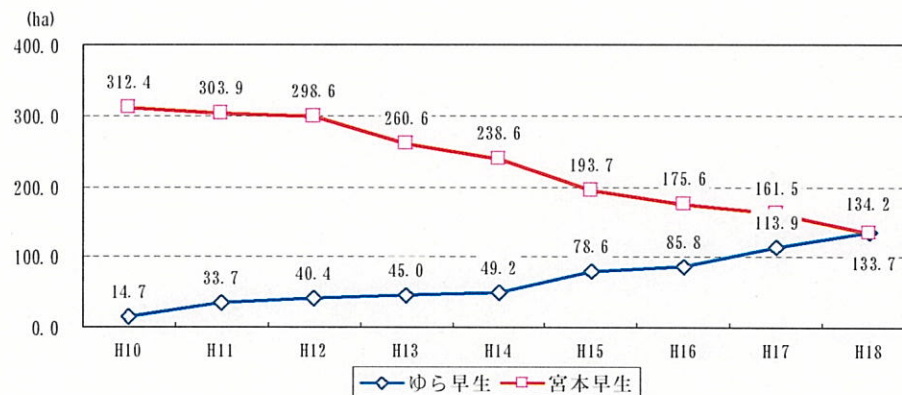
県では、みかん全体の価格形成を踏まえ、極早生品種の生産構造を早期に改善するため、県内育成品種の「ゆら早生」への転換を促進し、宮本早生等の不良系統面積の減少を図った。

（転換には目前の金の成る木を切る必要があり、農家も決断が鈍るため施策誘導が必要。）

〇ゆら早生（拡大品種）と宮本早生（淘汰品種）の栽培面積の推移（単位：ha）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
ゆら早生	14.7	33.7	40.4	45.0	49.2	78.6	85.8	113.9	133.7
宮本早生	312.4	303.9	298.6	260.6	238.6	193.7	175.6	161.5	134.2

資料：果樹園芸課調べ



②高品質生産技術の普及拡大

◇内部品質を重視した選果体制の充実

消費者ニーズに対応し、果実の内部品質を重視した生産を徹底するため、平成 11 年以降光センサーにより糖酸を測定する非破壊選果機の導入を促進し、県内産果実の有利販売体制の確立に努めている。

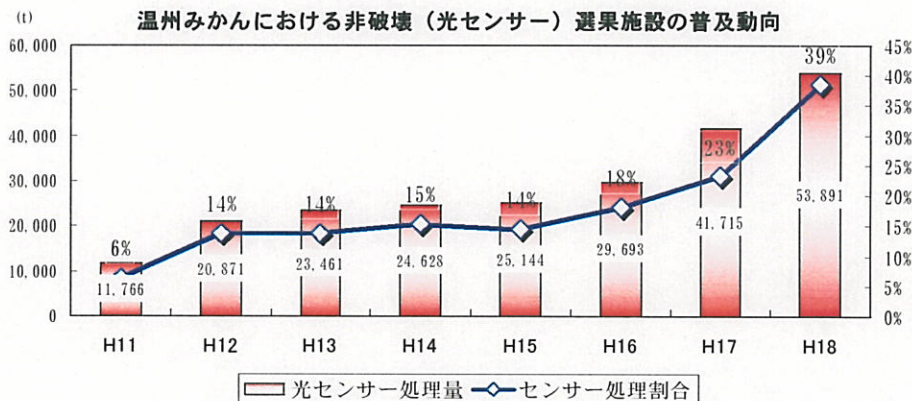
温州みかんでは、H11 年頃から光（糖酸）センサーを活用し、従来の外見に加え、非破壊により温州みかんの内部品質を基準に選別・選果する体制整備が始まった。

H11 年当時は、光センサーの導入は有田市と有田川町（旧金屋町）の一部の選果場だけで、処理量は 11,766t と県全体の出荷量 184,400t の 6%に留まっていたが、H18 年では 53,890 トンが光センサーで処理されており県の総出荷量の 39%まで増加している。

○温州みかんの非破壊（糖酸）センサー選果施設の整備動向 (単位：t)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
光センサー処理量	11,766	20,871	23,461	24,628	25,144	29,693	41,715	53,891
出荷量（県計）	184,400	152,300	171,200	161,700	173,600	165,100	180,300	139,700
センサー処理割合 (H10処理量を100)	6%	14%	14%	15%	14%	18%	23%	39%
	(100)	(177)	(199)	(209)	(214)	(252)	(355)	(458)

資料：果樹園芸課調べ（但し、光センサー処理量はH18実績を基にした試算値である。また、出荷量は農林水産統計年報から抜粋）



J A ありだ例



J A 紀北かわかみの例



◇選果データを活用した高品質果実生産の推進

光センサー選果機の導入により、これまで得られなかった果実品質データとGISによる園地毎の果実品質を総合管理することにより、園地毎に栽培管理を指導できるようになっている。

このことから、温州みかんでは周辺の園地に比べ、糖度が低い園地には土壤水分を調整し、温州みかんの糖度を上げるマルチ栽培の導入を進めている。

光センサー選果機の整備が、H10年度以降急速に進むとともに、これらの非破壊で得られるデータを基に、農家へのマルチ栽培技術の定着が進んでおり、H13年の312haからH17では741haまで実施面積が拡大しているが、温州みかんの栽培面積8,000haの1割以下であり、果樹農業振興アクションプログラムで示した1,800ha（23年目標）に向け、更なる拡大に努めていく必要がある。

※ H18～H19年度の実施面積の減少理由について (注1)

H18年は、みかんの裏年に当たり、着果量が極端に落ち込んだ園地にマルチ資材を敷設するのを控えた農家が多かった。
(費用対効果から実施を見送ったことが原因)

(注2)

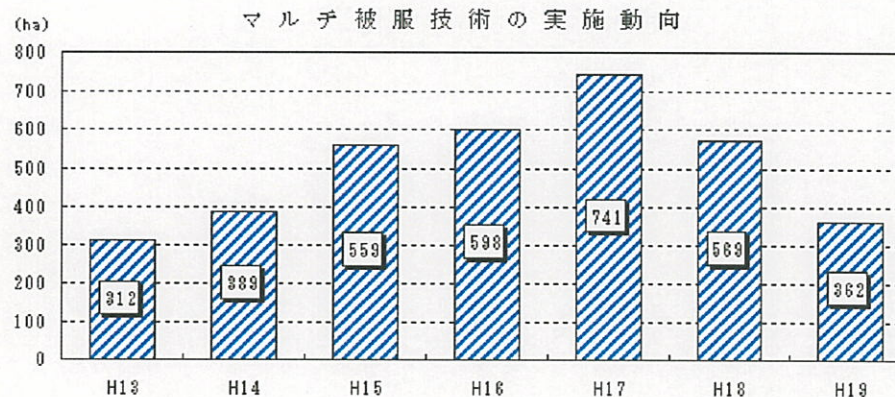
H19年は、表年に当たるが8～9月期の降雨量が少なく、果実肥大が極めて悪く、マルチ栽培を行えば小玉傾向を助長する可能性が高まったため、マルチ被覆を見送った農家が多かった。

○温州みかんのマルチ栽培技術の実施面積の推移

(単位：ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
マルチ被覆 実施面積	312	389	559	598	741	589	362

資料：和歌山県農業協同組合連合会調べ



マルチ栽培（被覆資材の敷設状況）



(2) 梅の樹齢構成の適正化の状況

本県の梅については、販売単価が堅調であったため H12 までは未結果樹（幼木）面積の割合が10%をキープしていたが、H13、14 の価格暴落を受け、新規植栽が減少気味に推移していたが、改植を進める中で、H19 年現在、未結果樹の面積割合が9.4%まで回復している。

【販売単価による影響が大きく、施策誘導が必要】

県では、今後とも消費者ニーズの多様化に対応しつつ、機能性や内部品質等の優れた品種への転換を推進するとともに、高品質果実が安定供給できる適正な生産構造の構築を進めていきます。

①将来を展望した新たな取組

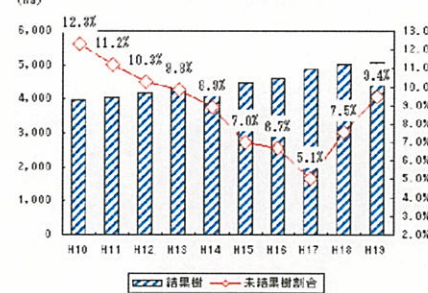
本県の高級ブランドの代名詞である「南高梅」は、引き続き老木園の更新を進める一方、機能性成分の含有率が高い品種や地球温暖化等の気候変動に対応できる新たな有望品種の育成、普及にも努めていく必要がある。

○梅の樹齢構成の動向

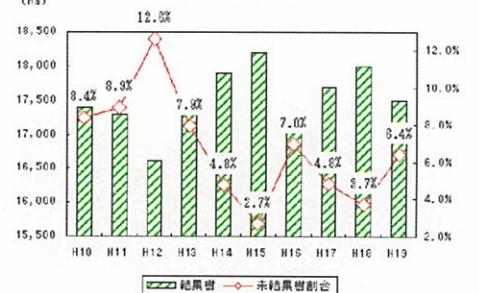
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
和歌山県	栽培面積 (ha)	4,550	4,540	4,660	4,780	4,830	4,840	4,950	5,140	5,440	5,610
	結果樹面積 (ha)	3,990	4,030	4,180	4,310	4,400	4,500	4,620	4,880	5,030	5,080
	未結果樹割合 (%)	12.3%	11.2%	10.3%	9.8%	8.9%	7.0%	6.7%	5.1%	7.5%	9.4%
全国	栽培面積 (ha)	19,000	19,000	19,000	18,900	18,800	18,700	18,600	18,600	18,700	18,700
	結果樹面積 (ha)	17,400	17,300	16,600	17,400	17,900	18,200	17,300	17,700	18,000	17,500
	未結果樹割合 (%)	8.4%	8.9%	12.6%	7.9%	4.8%	2.7%	7.0%	4.8%	3.7%	6.4%

資料：農林水産統計年報

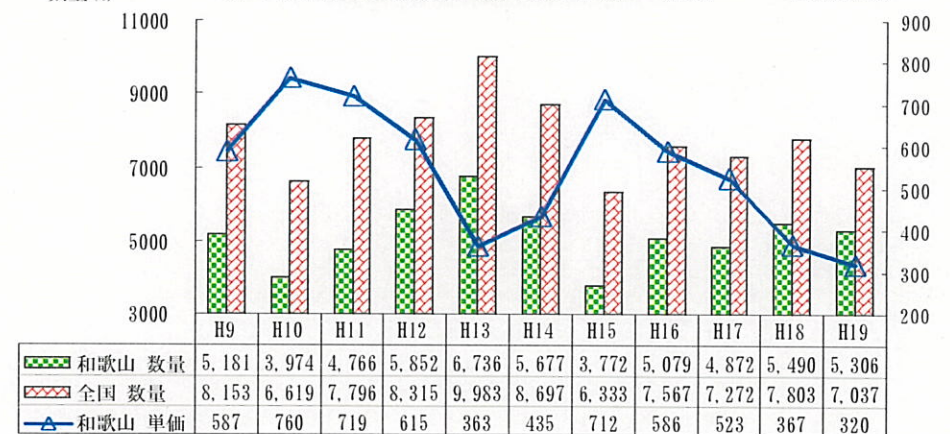
和歌山県の梅の樹齢構成



全国の梅の樹齢構成



梅の出荷量と販売単価の動向 (H9～H19)



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

注：単価は京浜・京阪神市場の販売実績の平均値

②梅産地の生育不良対策

県では産地の事情に応じて、樹勢回復対策（県単）と改植（国庫）をバランス良く組み合わせて、生育不良対策を進めている。

◇梅生育不良の現状と対策

S60年頃の発生当時、原因不明の立ち枯れが県内の主産地で発生した。

発生原因は未解明で梅生産農家の経営を脅かす大きな課題となっている。

県では、原因究明と応急対策を急ぐ中、国とも連携する中で、専門研究員を招聘し、H16年には「うめ研究所」を設置する等、原因究明に向けた取組を進めている。

また、H12年以降は国庫を活用した生育不良の改植を実施するとともに、うめ総合実証園等による現地指導の効果もあり、近年は沈静化に向かいつつある。

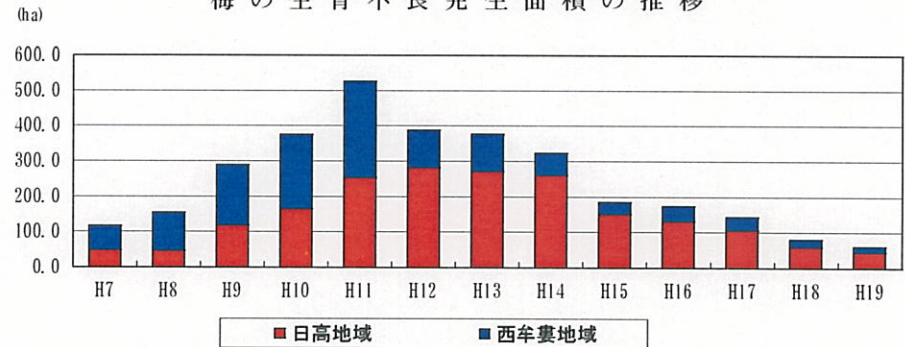
(参考) うめ生育不良の発生本数の年次経過（果樹園芸課調べ）

(単位：ha)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
日高地域	47.3	46.3	118.7	164.6	253.0	282.8	271.5	260.0	150.5	130.1	106.6	58.5	45.4
西傘婁地域	68.7	108.0	170.7	210.7	273.1	104.9	105.3	63.4	34.5	44.1	36.4	22.1	15.2
県計	116.0	154.3	289.4	375.4	526.1	387.7	376.9	323.4	184.9	174.1	143.0	80.6	60.7
(前年比)	(120)	(133)	(188)	(130)	(140)	(74)	(97)	(86)	(57)	(94)	(82)	(56)	(75)

(注) 西傘婁地域（H11年まで）の調査方法は、毎年度の新規発生本数の累積値のため、平成12年以降の数値と誤差比較はできない。
(注) 平成17年に旧田辺市と旧龍神村が合併したが、平成16年までの旧龍神村分は、日高地域に含む。

梅の生育不良発生面積の推移



【参考：梅生育不良発生面積の算出方法】

60.7 ha(300本/haで算出)

県の栽培面積5,440haの 1.12 %に相当

◇梅生育不良と樹勢回復対策

平成12年度から梅の生育不良に対する緊急対策として、発生原因の解明を急ぎつつ、応急処置として枯死した梅の植え替えと土壤改良を同時に行う「樹勢回復対策」を実施した。

この結果、毎年150～180haで樹勢回復対策が実施され、前ページにあるようにH11年当時10%を超えていた生育不良発生面積がH19年には1.1%まで発生面積が縮小し、沈静化が図られている。

また、梅生育不良対策は改植とは違い、枯死した樹木の再生対策ではあるものの、園地の若返り効果も併せ持っている。

◇梅生産の今後の課題

生育不良の原因究明については課題が残るが、生産における技術的課題はある程度、解決したと考えられる。

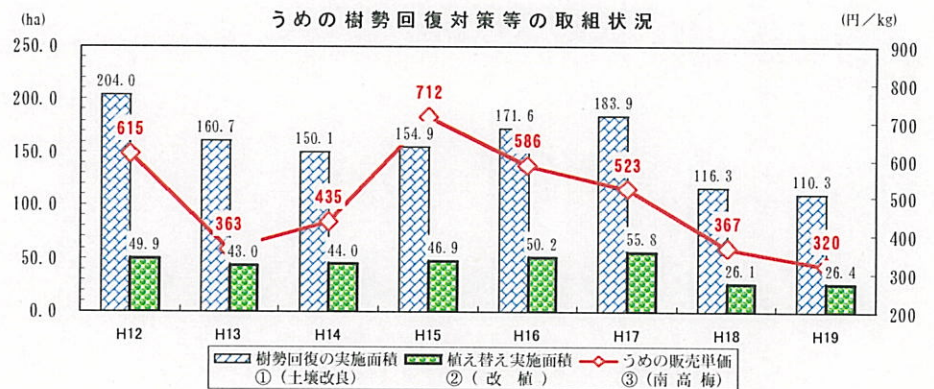
近年は、梅の全国的な生産過剰により販売単価が大幅に下落したことから、樹勢回復や改植等での樹体更新意欲が極度に減少しており、安定した生産構造を維持するため、今後とも施策誘導による適正な産地維持対策が必要と考えられる。

〇うめの樹勢回復等への取組状況

(単位：ha、円/kg)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
樹勢回復の実施面積 ①(土壤改良)	204.0	160.7	150.1	154.9	171.6	183.9	116.3	110.3
植え替え実施面積 ②(改植)	49.9	43.0	44.0	46.9	50.2	55.8	26.1	26.4
うめの販売単価 ③(南高梅)	615	363	435	712	586	523	367	320

資料：①、②は果樹園芸課調べ、③は日本園芸農業協同組合連合会調べ



6. 強い農業づくり交付金に関するその他の効果について

強い農業づくり交付金では、担い手育成や農地の利用集積、生産対策の支援等の他に、米の生産調整の促進や地域雇用の創出、更に家族経営協定の締結への取組等が進められています。

(1) 家族経営協定の締結促進

農業の家族経営は、アットホームな環境が良い反面、報酬や休暇等就業条件が曖昧になりやすく、農家女性や後継者にとって様々な不満やストレスが生まれがちである。

こうした状況を改善するため、魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、家族内の約束事を家族経営協定として締結し、経営に携わる各世帯員が意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるよう環境を整備し、経営の改善に繋げるものである。

◇県内の家族経営協定の締結状況

県での家族経営協定の締結状況は、H14 時点で 799 戸から H18 では 969 戸と 170 戸増加したが、経営構造対策等の強い農業づくり交付金を活用して施設整備等を実施した市町村が、全家族経営協定数の約 7 割を占めており、交付金を活用した施設整備を契機として家族経営協定数を伸ばしている市町村が多い。

◇今後の展開方向について

家族経営協定の締結は、農家女性や後継者の役割分担を明確にすることにより、担い手の育成や男女共同参画を促進するための支援施策であることから、今後も積極的に推進し、女性ならではの観点や感性を活かしたアグリビジネス等の創出に活用して行く必要がある。

○全国の家族経営協定の締結内容

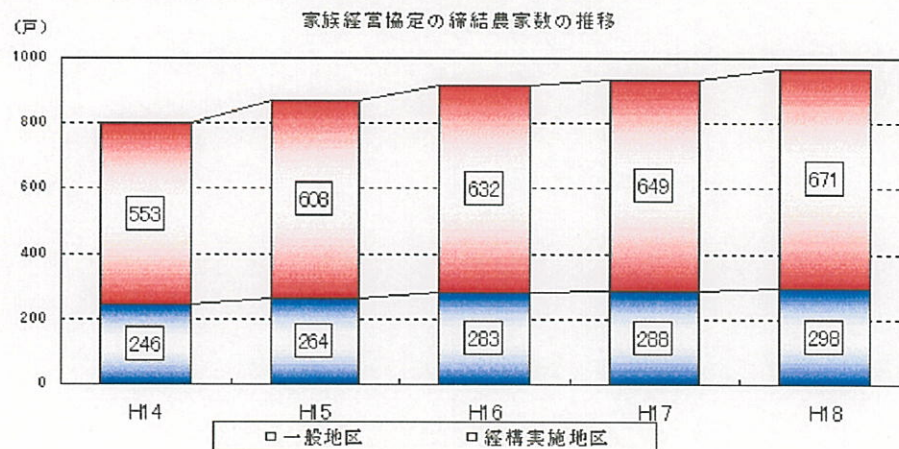


○家族経営協定の締結農家数の動向

(単位：戸)

	H14	H15	H16	H17	H18
協定締結数(累計)	799	872	915	937	969
うち経構実施地区	553 (69%)	608 (70%)	632 (69%)	649 (69%)	671 (69%)

資料：果樹園芸課調べ(括弧書きの数値は、経構実施地区の締結割合)



7. 紀州梅どり・梅たまごについて

脱塩濃縮梅酢を利用した鶏の飼養技術は県養鶏研究所と県内梅加工業者との共同研究により開発されました。

この脱塩濃縮梅酢については県内の業者により開発された製品で、処理が困難であった梅加工副産物の梅酢から生成されるものであり、この製品の利用促進は梅酢の有効活用法になるだけでなく、鶏生産物の高付加価値化につながることを期待され、鶏の飼料に添加したところ、下記のような効果が認められました。

〈採卵鶏〉

- ・生存率の向上
- ・卵の鮮度保持効果
- ・鶏卵の食味性の向上

〈肉用鶏〉

- ・モモ肉割合の増加
- ・内臓脂肪量の減少
- ・育成率の向上

これらの結果により、特に鶏の健康に対する効果が認められ、生産性の向上に大きく寄与できる技術が実証されました。

併せて本県特産物である「梅」の持つ健康イメージを引き継いでいることもあり、この技術で生産された鶏肉・鶏卵を、県の新たな産品「紀州梅どり・梅たまご」として位置づけブランド化を推進しています。

《 参 考 》

- 紀州梅どり・梅たまごブランド化推進協議会(平成17年度設立)
梅どり・梅たまごの生産拡大、販売促進を目的に設立

○協議会メンバー構成

- 脱塩濃縮梅酢製造業者・・・1社
- 肉鶏生産者・・・・・・・・・・1法人
- 採卵鶏生産者・・・・・・・・・・6農家
- 食鳥処理業者・・・・・・・・・・2法人
- 鶏卵・鶏肉流通業者・・・・・・・・2社

- 紀州梅どり年間出荷羽数(平成18年度実績)

約135万羽(県内肉用鶏出荷羽数600万羽の約23%)

- 紀州梅たまご採卵鶏飼養羽数(平成18年度実績)

約4.1万羽(県内採卵鶏飼養羽数100万羽の約4%)

『紀州梅どり』



『紀州梅たまご』



『ロゴマーク』

